

平成 21 年度

山 梨 の 特 別 支 援 教 育

山 梨 県 教 育 委 員 会

目 次

平成21年度特別支援教育関係事業概要	2
概 況	4
特別支援学校及び特別支援学級・通級指導教室設置校分布図	11
特別支援学校	12
1 特別支援学校の紹介	12
2 特別支援学校就学者数及び教職員数	24
特別支援学級及び通級による指導	25
1 実施状況	25
2 特別支援学級及び通級指導教室設置状況一覧	26
総合教育センター特別支援教育部の紹介	33
交流及び共同学習	35
就 学 指 導	37
特別支援教育機関及び児童福祉施設系統図	40

付 録

1 山梨県附属機関の設置に関する条例	41
< 山梨県特別支援教育振興審議会関係抜粋 >	
2 山梨県障害児適正就学推進委員会規則	42
3 就学関係法規及び通知等	43
4 山梨県特別支援学校学級編制要綱	43
5 知的障害者特別支援学級の学級編制の同意基準	45
6 知的障害者特殊学級の学級編制の同意について（通達）	45
7 相談機関等	46
8 本県の特別支援教育と福祉の系統図	48
9 特別支援教育・社会福祉関係団体	49
10 特別支援教育関係研修講座	50

「山梨の特別支援教育」は新しい学校づくり推進室特別支援教育ホームページに掲載しています。
閲覧及びデータのダウンロードが可能ですのでご利用ください。

山梨県教育庁新しい学校づくり推進室特別支援教育HPアドレス

<http://www.pref.yamanashi.jp/gakkosui/tokubetsushien/tokubetsushienkyouiku.html>

平成 21 年度特別支援教育関係事業概要

1 今後の本県における特別支援教育の在り方についての検討

- (1) 特別支援教育推進庁内検討委員会の開催
 - ・特別支援学校における知的障害教育の在り方について
 - ・特別支援教育の推進に関すること
 - ・特別支援学校を取り巻く諸課題について
- (2) 特別支援学級の整備に伴う対応
 - ・特別支援学級設置の在り方について
 - ・通級指導教室設置の在り方について

2 就学指導への支援

- (1) 障害児の就学指導への支援
障害のある幼児児童生徒の就学に当たって、関係機関（市町村教育委員会、総合教育センター特別支援教育部、児童相談所、医療機関等）と連携を図り、県障害児適正就学推進委員会を開催する。
- (2) 障害児のためのプレスクールシステムの推進（平成 6 年度から）
障害のある幼児とその保護者に対して、特別支援学校のセンター的機能を発揮することにより、教育相談や体験学習を実施する。
- (3) 県下の就学指導委員会を対象とした研修会の実施
市町村教育委員会において、適切な就学指導が行われるよう研修会等を開催する（5月20日、市町村障害児就学指導事務担当者会議）。
- (4) 特別支援学級等の設置に係る説明会の実施（9月18日）

3 交流及び共同学習の推進

- (1) 学校間における交流及び共同学習
特別支援学校と保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校との交流及び共同学習を積極的に推進する。
交流教育研究協議会の開催（2月23日）
- (2) 地域交流事業
特別支援学校と地域社会の人々との交流活動を積極的に推進する。
- (3) 居住地校交流の推進
居住地域における学校との交流

4 特別支援学校の充実

- (1) 特別支援教育の充実推進事業
「自作教材・教具開発推進事業」
特別支援学校において、児童生徒の障害の状態に即した指導を行うための教材・教具の研究開発事業
「いきいき教育地域人材活用推進事業」
総合的な学習の時間等における地域人材の活用推進
- (2) 乳幼児早期教育相談の充実
視覚・聴覚障害児を中心に早期の教育相談を行い、その充実に努める。
- (3) ろう学校における「通級による指導」の充実
- (4) 医療的ケア支援事業
甲府支援学校（2人）、あけぼの支援学校（3人）、ふじざくら支援学校（2人）、やまびこ支援学校（1人）、定数活用による看護師の配置
医療的ケア運営協議会の設置
医療的ケアに関する教員研修会の実施（総合教育センター研修として実施）
あけぼの医療福祉センターとの連携
- (5) 特別支援学校新教育課程説明会の実施（8月20日）
- (6) センター的機能の発揮のための各特別支援学校への非常勤講師の人的配置（計160時間/週）
- (7) かえで支援学校の保健室・食堂の整備
- (8) やまびこ支援学校の校内の手摺り・屋外通路の屋根の整備、体育館耐震補強工事

5 特別支援学級・通級指導教室の充実

特別支援学級等における教育の充実を図る上で、学校全体の協力体制を図り、特別支援教育に対する理解を深める。併せて、対象児童生徒の特性に応じた学級編制と教育課程の実施に努める。

自閉症・情緒障害特別支援学級担当者研究協議会の開催（年3回）

「総合教育センターにおける特別支援教育関係の諸研修」の実施

通級による指導の拡充では、H21年度はことばの教室1教室へ発達障害担当職員の1名を増員した。

6 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応

文部科学省委嘱事業「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」

総合推進事業運営会議

広域及び地区特別支援連携協議会

地区特別支援連携協議会事務局連絡会

特別支援教育グランドモデル地域（甲府市）の取組

・特別支援連携協議会

・相談支援ファイル作成検討委員会

・甲府市LD専門家チーム会議・学校訪問

・発達相談員の配置

LD等専門家チームの運用と巡回相談チームによる巡回相談及び巡回相談員連絡会の実施

特別支援教育支援員研修会（8月～9月 5地区で実施）

学生支援員の配置（県内6大学に協力を依頼）

幼稚園、高等学校における支援体制整備

・高等学校特別支援教育コーディネーター協議会 年3回

・「高等学校における特別支援教育推進」管理職研修会 年2回

7 研修及び研究の充実

（1）県単独事業「特別支援教育担当職員研修」

特別支援教育管理職研修会（幼、小、中、高、特別支援）年2回

特別支援教育担当者研修会（幼、小、中、高） 年3回

摂食指導実技研修会・専門医派遣（該当校4校） 年2回

寄宿舍指導員講習会 年1回

特別支援教育指導資料の作成

（2）特別支援学校教員初任者研修の実施

新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、1年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を習得させることを目的に実施する。実施に当たっては、総合教育センターと密接な連携を図りながら行う。平成17年度より、小・中学部採用者に対して、拠点校方式で実施している。

（3）各種講習会・研修会の開催

特別支援教育に関する研修会の開催

「特別支援教育研究協議会（東部地域）」（8月17日）の実施

「特別支援教育研究協議会（中・西部地域）」（8月19日）の実施

単位認定講習会、特別支援学校寄宿舍指導員講習会

特別支援学校教諭免許状取得のための講習会を開催、特別支援学校寄宿舍指導員の専門性及び資質向上を図るため、講習会を開催

（4）独立行政法人国立特別支援教育総合研究所等における研修会への派遣

8 総合教育センター特別支援教育部との連携

教育相談、巡回教育相談、研修会等について定期的に打合せを実施し、相互に協力し合い、特別支援教育の教育内容及び障害児の就学指導の充実に努める。

概 況

本県特別支援教育の始まりは、明治42年、琢美小学校内の「盲人教育所」であった。また、大正8年4月には、私立訓盲院が設置され、大正11年4月に、聾啞部を併設して「私立山梨盲聾学校」となり、続いて昭和17年4月に、県に移管され「山梨県立盲聾学校」となった。昭和11年に、山梨師範学校附属小学校内に知的障害児のための「補助学級」が、同じく、富士川小学校に虚弱児のための「養護学級」が設けられるなど、先駆的な試みがいくつかなされてきた。

戦後、新学制の発足に伴い、昭和23年度より盲・聾学校の義務制が学年進行により実施され、24年3月には、県立盲聾学校は分離して、県立盲学校と県立ろう学校になった。

昭和34年1月、肢体不自由児施設県立あけぼの学園の設立に伴い、同学園内に北新小学校と甲府市立北中学校の分教室が設けられ、さらに昭和38年4月には、肢体不自由児のために県立養護学校が設けられ、あけぼの分教室は県立養護学校の分校となった。そして、山梨県社会福祉村の発足に伴って、あけぼの分校は移転し、49年度に独立して、県立あけぼの養護学校となり、本校であった県立養護学校は、校名を県立甲府養護学校と改称した。平成6年4月、富士吉田市に甲府養護学校富士吉田分校が、県立北病院内にあけぼの養護学校分校が開設された。

知的障害教育については、昭和48年4月、山梨大学教育学部附属養護学校（現教育人間科学部附属特別支援学校）が開設され、続いて、昭和49年4月に社会福祉村の中に県立わかば養護学校の開設をみた。54年4月には、養護学校義務制に対応して、県東部に県立やまびこ養護学校を開設した。さらに、県内養護学校の適正配置とわかば養護学校の大規模化解消を図るために、平成12年4月に、峡南地区にわかば養護学校ふじかわ分校を開設し、平成13年4月には、甲府市東部にかえで養護学校を開設した。

病弱養護については、昭和59年4月に県立甲府養護学校分校を独立、県立富士見養護学校として、県立中央病院内に開設した。平成9年4月には、県立北病院内のあけぼの分教室を廃止し、富士見養護学校旭分校として開設した。

また、平成8年4月に、富士北麓地区に、肢体不自由児及び知的障害児を対象としたふじざくら養護学校を開設した。平成17年度には、甲府支援学校に2人の看護師を配置して医療的ケア支援事業を実施し、平成21年度には特別支援学校4校に8人の看護師を配置している。

特別支援学級については、昭和25年増穂小学校に、小学校の知的障害特殊学級が、また、29年に甲府市北中学校に、中学校の知的障害学級がはじめて設置された。以来、虚弱特殊学級、言語障害特殊学級、情緒障害特殊学級、病弱特殊学級、肢体不自由特殊学級が設置された。昭和50年代にピークを迎え、その後、児童生徒数の自然減少により漸減傾向をたどっていたが、平成6年度から再び増加傾向に転じた。平成21年度には352校（分校5を含む）、学級数359をかぞえるにいたっている。

また、平成5年度より「通級による指導」が制度化され、本県では、言語障害児を対象とした8校（富士川小学校、下吉田第二小学校、葦崎小学校、竜王南小学校、八代小学校、鯉沢小学校、日下部小学校、大月東小学校）において、「通級による指導」を実施した。平成16年度からは、ろう学校の通級による指導も行われるようになった。平成18年度、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、LD等の発達障害の指導に対応するため、情緒障害通級学級指導教室4教室を伊勢小学校、甲府南中学校、塩山南小学校、大月東小学校に開設した。

さらに、平成18年度には、学校教育法等の一部を改正する法律が公布され、平成19年4月1日から施行されている。これにより、これまでの「特殊教育」から「特別支援教育」へと転換が図られ、障害種別の、盲・ろう・養護学校制度を弾力化し、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度が創設された。また、小・中学校に設置されている特殊学級は特別支援学級へと名称が変更となった。

1 特別支援学校の整備

昭和54年度養護学校の義務制に伴い、わかば養護学校、やまびこ養護学校の拡充整備をはじめ、ろう学校の新築移転、甲府養護学校、あけぼの養護学校の整備を図ってきた。61年度、わかば養護学校の高等部棟の増設拡充が行われた。62年度、甲府養護学校の寄宿舎改修とあけぼの養護学校重度心身障害児教室等の新設・グランド整備、富士見養護学校の理科観察室が完成した。63年度、甲府養護学校の寄宿舎とあけぼの養護学校のグランド整備及び遊歩道整備が行われた。

平成元年度、ろう学校に文化交流会館が建設され、甲府養護学校の寄宿舎改修整備が終了、わかば養護学校の食堂棟が完成した。平成2年度、やまびこ養護学校の文化交流会館が建設され、甲府養護学校のプール完成及びわかば養護学校の高等部棟も完成した。3年度、あけぼの養護学校の文化交流会館が建設され、盲学校の女子トイレ、わかば養護学校の屋外トイレがそれぞれ完成した。4年度には、わかば養護学校に、5年度には、盲学校と甲府養護学校に文化交流会館が建設された。6年度には、やまびこ養護学校のプールが完成し、山梨大学附属養護学校の日常生活訓練施設が建設された。また、下吉田第二小学校の空き教室を利用して、甲府養護学校富士吉田分校が開設された。7年度末には、富士吉田分校は廃校となり、8年度に県立ふじざくら養護学校が開設された。なお、同年、やまびこ養護学校に重複障害学級等が設置された。

また、平成9年度、富士見養護学校においては、対象とする児童生徒の拡大を行い、本校に4教室増設し、県

立北病院内に旭分校を開設した。さらに、知的障害養護学校の適正配置を図るために、12年度に、西八代郡、南巨摩郡を学区とするわかば養護学校ふじかわ分校を開設し、13年度に、甲府市、東山梨地区、旧東八代郡（現笛吹市）を学区とするかえで養護学校を開設した。校舎等の整備については、18年度において、あけぼの養護学校の改修が完了した。また、19年度において、盲学校の全面改修及び甲府支援学校の一部改修が完了した。

19年から学校教育法等の一部改正により特別支援教育が本格実施され、盲・ろう・養護学校は、特別支援学校となった。本県においては平成18年度の特種教育振興審議会において盲・聾・養護学校の名称について検討を行い、その結果、盲・ろう学校はこれまでの名称を継続し、養護学校については「支援学校」へと名称が変更された。20年度において、かえで支援学校の児童生徒数の増加への対応のため、高等部普通教室棟の増築が完了し、21年度には食堂及び保健室の増築が完了した。また、やまびこ支援学校の体育館耐震工事が完了し、各棟間の屋根や手摺りの設置工事を実施する。

2 特別支援学級の拡充整備

(1) 知的障害特別支援学級

国の設置基準に基づき、設置促進を図ってきたが、昭和47年度の充足率50%を、5か年計画で70%（52年度）程度に引き上げるため、昭和48年度から52年度にわたり、毎年度10学級程度の増設を図り、未設置町村の解消に努めた。

しかし、学級の増設に伴い、特殊学級入級対象者に不適当と思われる者が認められてきたので、学級の性格を明確化する必要にせまられ、昭和50年9月に「学級編制の認可の基準」を作成して、その徹底を図った。そして、昭和54年4月養護学校教育が義務教育化されるのに伴い、IQ50以下の者が養護学校の対象者になるので、先の「学級編制の認可基準」のうち、対象者をIQ50から75までと限定するように改訂した。また、平成5年度には、1学級の児童又は生徒数の基準が8人となり、6年度には特殊学級編制上1学級の児童又は生徒数は4人以上とすると改訂した。

さらに、平成12年4月から、地方分権の流れの中で、許可は同意と改められ、平成13年1月から、特殊学級の教育課程を県教育委員会へ届出する義務はなくなった。

平成21年度の設置状況は、小学校149校、155学級、中学校69校、70学級となった。

(2) 病・虚弱特別支援学級

昭和32年に初めて富士川小学校に虚弱特殊学級を設置して、この教育への取り組みを開始した。48年度に1学級増設。しかし、対象児童数の減少により、52、60年度にそれぞれ1学級減じ、現在は設置されていない。湯田小学校には48年度1学級新設、翌年1学級を増設したが、63年度再び1学級に減じ、現在は設置されていない。

病弱学級については、昭和49年度湯田小学校分校として市立甲府病院内に1学級を設置した。また、平成6年度には白州小学校に1学級を設置した。8年度には、白州小学校の病弱学級は廃止となり、再び湯田分校のみとなった。9年度には、山梨医科大学内に玉穂南小学校下河東分校、玉穂中学校下河東分校として各々1学級を設置した。さらに、10年度には、甘利小学校に1学級を設置し、平成11年度には、市立甲府病院の移転に伴い、湯田分校は廃止となり、新たに、山城小分校、城南中分校が開設された。平成13年度には、富士吉田市立病院内に、吉田小分校が設置された。平成21年度の設置学級は、小学校9校9学級、中学校2校2学級となった。

(3) 言語障害特別支援学級

昭和42年に富士川小学校へ言語治療教室1学級設置して研究をした結果から、「言語治療学級設置5か年計画（第1次）」を策定した。44年度から48年度にわたり、県下6地区の中心校へ治療教室の計画設置を進め、設置校6校、7学級、担当教員14人を配置した。さらに49年度から53年度までに未設置郡解消のため、増設計画の第2次5か年計画を策定して、実施に移した。

平成5年度からの「通級による指導」の制度化に伴い、毎年2校ずつ移行され、8年度には8校全てが「通級による指導」となり、言語障害特殊学級はなくなった。

(4) 自閉症・情緒障害特別支援学級

昭和48年に新紺屋小学校へ1学級を実験的に設置したが、その結果、入級希望者の要望が多く、翌年1学級を増設した。また、甲府市南部へも必要の声が高まり、50年度から伊勢小学校に1学級設置した。

その後も情緒障害児が増加する傾向が見られ、全県的にその対応を考える必要があり、全県に計画設置をすることにした。52年度の下吉田第一小学校、54年度に大月東小学校、55年度に市川小学校、56年度に加納岩小学校に設置した。さらに、57年度に藤井小学校（現韮崎北東小）、平成2年度に塩山南小学校に設置し、8年10月から八代小学校に1学級を設置した。

また、平成元年度に、甲府市立南中学校に中学校として初めて1学級が設置されたが、3年度末に廃止された。その後、小・中学校ともに設置学校数は増加し、21年度は、小学校59校59学級、中学校21校21学級となった。

情緒障害特別支援学級については、平成21年2月に名称を「自閉症・情緒障害特別支援学級」と変更した。

(5) 肢体不自由特別支援学級

平成6年度、池田小学校に1学級を設置した。10年度、井尻小学校及び双葉東小学校に各1学級を設置し、11年度には、勝山小学校、山中小学校に各1学級を開設した。12年度には、設置校が大幅に増え、21年度の設置状況は、小学校18校18学級、中学校6校6学級となっている。

(6) 難聴特別支援学級、弱視特別支援学級

平成12年度、山中小学校に難聴特殊学級を、西嶋小学校に弱視特殊学級を各々1学級新設した。21年度の設置状況は、難聴特別支援学級は小学校8校8学級、中学校2校2学級、弱視特別支援学級は小学校6校6学級、中学校3校3学級となった。

3 「通級による指導」の制度化

文部省（現、文部科学省）が関係省令の改正を行い通級による指導を制度化したのに伴い、本県においても平成5年4月から、言語障害児を対象に、「通級による指導」を実施している。8年度には、8校全てがこの制度に移行した。また、16年度ろう学校において軽度難聴児を対象に「通級による指導」を開始した。

さらに、平成18年学校教育法施行規則の一部改正に伴い、学習障害、注意欠陥多動性障害を通級による指導の対象とし、情緒障害通級指導教室4教室を設置し、通級による指導の拡大を図っている。また、下吉田第二小ことばの教室においても、新たに教員を配置し、学習障害、注意欠陥多動性障害への指導を開始した。

さらに、平成19年度に3教室、20年度は1教室は1教室を設置した。21年度は言語障害通級指導教室（ことばの教室）は小学校8教室、発達障害・情緒障害通級指導教室は小学校7教室、中学校1教室となった。

また、情緒障害通級指導教室については、平成21年2月に名称を「発達障害・情緒障害特別支援学級」と変更した。

4 教育内容及び方法の改善

特別支援学級等の充実と特別支援学校の幼児・児童・生徒の障害の重度・重複化に対応していくために、次の指導重点を示し、教育内容・方法の改善に努めている。

〔小学校・中学校 特別支援学級及び通級指導教室〕

(1) 児童生徒の実態を的確に把握し、個に応じ、「生きる力」をはぐくむ教育課程の編成と実施に努める。

指導計画の立案に当たっては、一人一人の障害の状態及び発達段階や特性に応じて、各教科等の目標や指導内容を明確にする。また、児童生徒が主体的に学習に取り組めるよう、指導方法の工夫・改善に努める。

指導と評価の一体化を図るとともに、児童生徒が成就感を味わい、自信をもつことができるよう、適切な評価に努める。

自立的な生活の基礎をはぐくむ教育の充実に努める。

総合的な学習の時間の実施に当たっては、その趣旨とねらいに即して、創意工夫を生かした教育活動に努める。

(2) 障害のある児童生徒が生き生きと学習できる環境づくりに努める。

学校経営全体の中に特別支援学級や通級指導教室を明確に位置付けるとともに、児童生徒及び保護者にとって魅力あるものとするように努める。

交流学級や在籍学級の担任、保護者、関係諸機関及び地域の特別支援学校との連携を図り、指導の充実に努める。

児童生徒が、かかわり合って共に活動する場を積極的に設けるように努める。

一人一人のニーズに応じた適切な教育相談に努め、地域における障害のある幼児・児童・生徒の教育に関する相談のセンター的役割を果たすように努める。

〔特別支援学校〕

(1) 幼児・児童・生徒の実態を把握し、社会の変化に対応し、「生きる力」をはぐくむ適切な教育課程の編成と実施に努める。

幼児・児童・生徒及び地域や学校の実態に応じた教育目標を設定し、学年・学部間の連携を重視した一貫性のある教育課程の編成と実施に努める。

障害の状態及び発達段階や特性等を考慮した指導計画の作成に努める。

総合的な学習の時間においては、その趣旨とねらいに即して、創意工夫を生かした教育活動に努める。

自立的な生活の基礎をはぐくむ教育の充実に努める。

職業的な自立に向けた教育や進路指導の一層の推進に努める。

情報教育、環境教育、福祉教育、国際理解教育を学校教育活動の中へ適切に位置付けて、その推進に努める。

指導の過程や成果を評価し、教育課程の改善に努める。

- (2) 一人一人の確かな学力を育成する学習指導に努める。
一人一人の実態に応じた個別の指導計画を作成するとともに、幼児・児童・生徒が成就感を味わうことができるよう個に応じた指導方法を一層工夫する。
体験的な活動を重視し、基礎的・基本的な内容の習熟を徹底するように努める。
授業や指導の形態及び集団の構成を工夫し、学習活動が効果的に行われるように努める。
自ら学ぶ意欲や態度を育成するとともに、学び方が身に付くように努める。
幼児・児童・生徒が習得した知識や技能などを、実際の生活の中で活用することができるよう工夫する。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲を育て、心身を調和的に発達させる基盤を培うように努める。
基本的生活習慣の形成と自立心の育成に努める。
障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を育てるように努める。
障害の状況等に応じた健康・安全の保持増進と体力の向上を図る。
- (4) 積極的に社会に参加する態度の育成に努める。
幼児・児童・生徒のニーズ及び地域や学校の実態に応じ、学校の教育活動全体を通じて、交流及び共同学習や地域の人々との交流活動の一層の推進に努める。
社会性の伸長を図るため、集団活動の場を拡充し、その内容の充実に努める。
- (5) 安全・安心な環境づくりと信頼される学校づくりの推進に努める。
各学校の教育目標及び内容などについて、家庭や地域社会の理解と啓発に努める。
学校評価システムの確立に努め、教育活動の工夫・改善と学校運営体制の充実に努める。
危機管理マニュアルの作成・改善と、それに基づく安全管理体制の点検・充実に努める。
- (6) 特別支援教育体制の充実に努める。
教育、医療、福祉、保健、労働等の関係機関による連携を図り、「個別の教育支援計画」を作成し、障害のある児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を効果的に実施できるように努める。
地域の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の特別支援教育に関連した支援を行うために、地域社会の一員として、センター的機能が十分に発揮できるように努める。

5 教職員の確保と研修

優れた担当教員の確保は、特別支援学級等及び特別支援学校のいずれにとっても重要なことである。昭和 52 年度から特別支援学校担当教員採用の道をひらいている。

また、教職員研修のため、国内大学留学生制度（1 か年）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の研修（2 か月）及び 7 年度から山梨大学教育人間科学部大学院（2 か年）への研修制度も設けられ、これらの研修を通じて、その資質向上に努めている。

また、毎年度特別支援学校教員の免許法認定講習を開催し、特別支援学校教諭免許状取得のための単位の修得と同時に関係職員の資質の向上に努めている。

その他、総合教育センター主催の主な講習会及び研修会は、特別支援学校初任者研修、特別支援教育コーディネーター養成、心理検査法、障害児の教科等指導、発達障害児の指導、障害児の心のケア、障害児の指導実践、教材教具製作、教育と福祉等の連携、重度・重複障害児の指導、障害児の医療的ケア、聴覚障害の指導、視覚障害の指導等で、障害児教育の指導上の諸問題解決と教職員の資質向上を図っている。

特別支援教育の推進体制を図るため、特別支援教育コーディネーター養成研修については平成 15 年度より実施しており、さらに 17 年度より特別支援教育担当教員研修会や特別支援教育管理職研修会も実施している。19 年度からは、高等学校における校内支援体制を整備するため、管理職研修会（高等学校及び特別支援学校が対象）と高等学校特別支援教育コーディネーター養成研修会を実施している。21 年度については、特別支援教育管理職研修会（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が対象）、管理職研修会（高等学校及び特別支援学校が対象）、高等学校特別支援教育コーディネーター協議会を実施している。

6 就学指導体制の整備

障害児の適切な就学を図るため、県の就学指導機関として、昭和 48 年度に「山梨県心身障害児適正就学推進委員会」を発足させ、当該学校及び市町村教育委員会から依頼のあった児童生徒の障害の状況を審査して、適切な就学のための指導助言を行っている。

54 年度からの養護学校義務制に対応するため、市町村単位の就学指導委員会の設置を進めた。市町村教育委

員会では、障害児の適切な就学のために就学指導委員会の広域設置化を計画し、52年度に県下9地区に就学指導委員会を設置した。

54年度以降は、この組織を十分に生かし、適切な就学指導と子どもに合った教育措置を市町村教育委員会とともに進めている。57年度には教育センター（現、総合教育センター）内に特殊教育センター（現、特別支援教育部）を設置し、障害のある子どもの検査、相談に常時応じ、また、就学指導の資料収集などで成果をあげてきている。

59年度から「適正就学推進校」の文部省（現、文部科学省）の指定研究が始められ、平成3年度まで、やまびこ養護学校、わかば養護学校、甲府養護学校の順で毎年指定を受け、研究の推進にあたった。また、平成18年度、山梨県心身障害児適正就学推進委員会規則の一部を改正し、名称を山梨県障害児適正就学推進委員会に変更するとともに、適切な就学の充実を図った。

7 訪問教育

すべての障害児に教育を保障するため、就学猶予免除となっている重度障害の在宅児童生徒・施設入所児童生徒について、昭和46年度峡中地区（甲府・中巨摩）に対象児15人と訪問講師2名によって、在宅児訪問制度が発足した。対象児は18歳までとし、希望するものについて実施した。53年度には30人の指導講師を、それぞれ各教育事務所に配置して120人の対象児童生徒の指導に当たった。

54年度から、養護学校義務制に伴い、重度障害の在宅児童生徒・施設入所児童生徒のうち学齢児については原則的に特殊教育諸学校に在籍させ、当該学校から教師を派遣して訪問教育を実施することとした。

なお、54年度から、養護学校に就学できなかった16才、17才、18才の義務教育課年齢者に対して県単事業として訪問指導を継続することとし、54年度34人、55年度22人、56年度9人につき実施し、所期の成果を収め終了した。

平成10年度から、高等部訪問教育の試行的実施を学年進行で開始した。12年度には、完全実施に伴い、過年度生の受け入れを開始した。21年度訪問教育を行っているのは、甲府支援学校、あけぼの支援学校、やまびこ支援学校で、児童生徒は、小学部10人、中学部5人、高等部3人の計18人である。このうち在宅児童生徒は8人、病院10名となっている。なお、やまびこ支援学校は、平成13年度から義務教育段階の訪問教育を再開した。甲府支援学校は平成16年度に西甲府病院と甲府病院の統合に伴い、病院での指導場所を国立病院に変更した。

また、あけぼの支援学校は20年度から訪問教育を開始した。ふじざくら支援学校は19年度から訪問教育を開始し、20年度途中で閉級となった。

8 交流及び共同学習の促進

障害児に対する教育は、その障害の状態・能力・特性に応じて、特別の配慮のもとに行われるものであるが、健常児とともに生活し、教育を受けることによって、教育効果がさらに高められることにかんがみ、昭和50年度に県立盲学校と県立わかば養護学校においてそれぞれ小・中学校等に協力を要請して、特別活動の面で交流教育（当時は交歓教育といった）を実施した。その結果をふまえて、51年からは、特殊教育諸学校において交流教育を実施することにした。各校とも意欲的に取り組み、提携校との間で、人間形成・社会適応・学習活動等の面にわたって大きな成果を上げている。

また、文部省（現、文部科学省）においては、昭和54年度から、「心身障害児理解推進校」として小学校と中学校各1校を指定し交流教育を進めてきた。さらに、地域社会の人々との交流を進め、障害児教育への地域社会の理解を深めることを目指して、62年度から「心身障害児交流活動地域推進研究校」を定めた。62・63年度には、県立やまびこ養護学校が研究指定を受けて研究を推進した。これらの事業は、平成8年度で終了し、新たに「交流教育地域推進事業」としてスタートした。9・10年度は、この指定を受け、やまびこ養護学校を中心に、大月市を地域とする交流活動を積極的に展開し、大きな成果を収めた。なお、県では平成元年度から特殊教育諸学校6校を研究校として指定し、地域交流の推進を図っている。

平成16年6月に、障害者基本法の一部改正（改正法第14条第3項）により、学校教育の「交流教育」という呼称は「交流及び共同学習」に改められた。

平成21年度現在、この研究校は、9校（分校を含む）となった。また、学校間における交流及び共同学習も積極的に行われており、21年度現在、幼、小、中、高の交流提携校（園）は、延べ46校（園）に及んでいる。さらに、居住地校交流についても推進しているところである。

9 巡回教育相談

障害児に係る就学指導を適切かつ円滑に推進するため、昭和56年度から教育経験者でチームを編成し、巡回就学相談を実施している。

この相談事業は、障害のある子ども及び保護者を対象とした早期からの教育相談を行い、子どもの障害がより改善され、心身の発達に好ましい教育効果が得られることをねらいとし、また障害の状態に合った適切な就学を進めていくものである。

なお、この事業の企画運営は、総合教育センター特別支援教育部で行っている。

10 プレスクールシステム

障害児に対する早期教育を充実させるため、特別支援学校における体験学習を実施し、また特別支援学校に勤務する教職員の専門的知識を活用した障害児の教育相談を行っている。平成 6 年度に制度化した。パンフレットの配付等も行われ、特に教育相談においては、障害児全般にかかわっている。平成 20 年度の教育相談の延べ件数は、2,643 件を数え、体験学習の件数 187 件を加えると、総計 2,830 件となった。各特別支援学校は、就学前の相談センター的役割を担ってきている。

11 特別支援学校におけるセンター的機能の充実

平成 19 年 4 月の学校教育法の一部を改正する法律の施行により、特別支援学校においては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとするとのセンター的機能の重要性について明記されることとなった。特別支援学校のセンター的機能に関しては、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（中教審答申 H17.12.8）に具体的な機能として、6 点が例示されている。小・中学校等への教員の支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能、福祉、医療、労働などの関係機関との連絡調整機能、小・中学校教員に対する研修協力機能、障害のある幼児児童生徒への施設設備などの提供機能である。特別支援学校では、地域の特別支援教育のセンターとして、その責務を果たすため、校務分掌に地域支援部などを位置付け、その主任として特別支援教育コーディネーターを配置している。具体的な職務としては、地域の幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校との連携及び支援、関係機関との連携及び連絡調整、教育相談、校内における各事業の企画、立案があるが、平成 19 年度より、総合教育センター特別支援教育部所管の巡回教育相談員としての職務、同センターでの自己研修及び他校との連絡調整、地区特別支援連携協議会の企画運営については、各校特別支援教育コーディネーターの必須の職務と位置付けている。

県教育委員会では、平成 19 年 4 月から、学校教育法に明記されたセンター的機能をより有効に発揮させるため、特別支援学校が指名しているコーディネーターに対して人的配置を行った。19 年度は初年度であり、試行的な意味合いを考慮し 5 校に配置した。20 年度は、盲学校、ろう学校、わかば支援学校、わかば支援学校ふじかわ分校、かえで支援学校、やまびこ支援学校、ふじざくら支援学校、富士見支援学校の計 8 校へ、21 年度は全ての特別支援学校に配置を拡大し、週当たり合計は 160 時間とした。配置にあたっては、コーディネーターのセンター的機能に係る職務の後補充とし、非常勤講師により対応している。このことにより、特別支援学校のセンター的機能のますますの充実が望まれるところである。

12 特別支援教育への転換に伴う校内支援体制整備

特殊教育から特別支援教育の転換に伴い、これまで特殊教育の対象ではなかった小・中学校等の通常の学級に在籍する LD・ADHD・高機能自閉症等の発達障害のある児童生徒が特別支援教育の対象となった。この LD 等の児童生徒の一人一人のニーズに対応した教育的支援を行うため、小・中学校においては特別支援教育コーディネーターの配置及び校内委員会の設置により校内支援体制整備を進め、児童生徒の実態把握、支援目標・内容の検討・設定、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成により、推進を図ってきた。

また、高等学校における、LD 等の発達障害のある生徒に対する校内支援体制整備についても、平成 19 年度から取り組んでおり、公立高等学校において、特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付けを依頼している。21 年度においては、高等学校の特別支援教育コーディネーター協議会を年 3 回、特別支援教育管理職研修会（高等学校及び特別支援学校対象）を年 2 回、それぞれ実施する。

13 特別支援教育体制整備状況調査結果(平成20年度:基準日9月1日)

(1) 公立小(206校)・中学校(96校)

		校内委員会の設置		発達障害の実態把握の施策		特別支援教育のターゲットの指名		個別指導の計画作成		個別教育の支援計画作成		巡回相談の実施		専門家の活用	
		山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国
小学校	学校数	206		196		206		153		157		157		26	
	実施率	100.0%	99.7%	95.1%	98.3%	100.0%	99.9%	74.3%	83.1%	76.2%	52.8%	76.2%	77.4%	12.6%	46.7%
中学校	学校数	96		88		96		68		45		45		2	
	実施率	100.0%	99.8%	91.7%	95.7%	100.0%	99.7%	70.8%	76.2%	46.9%	51.1%	46.9%	62.9%	2.1%	37.4%
全体	学校数	302		284		302		221		202		202		28	
	実施率	100.0%		94.0%		100.0%		73.2%		66.9%		66.9%		9.3%	

(2) 公立幼稚園(5園)、県・公立高等学校(34校)

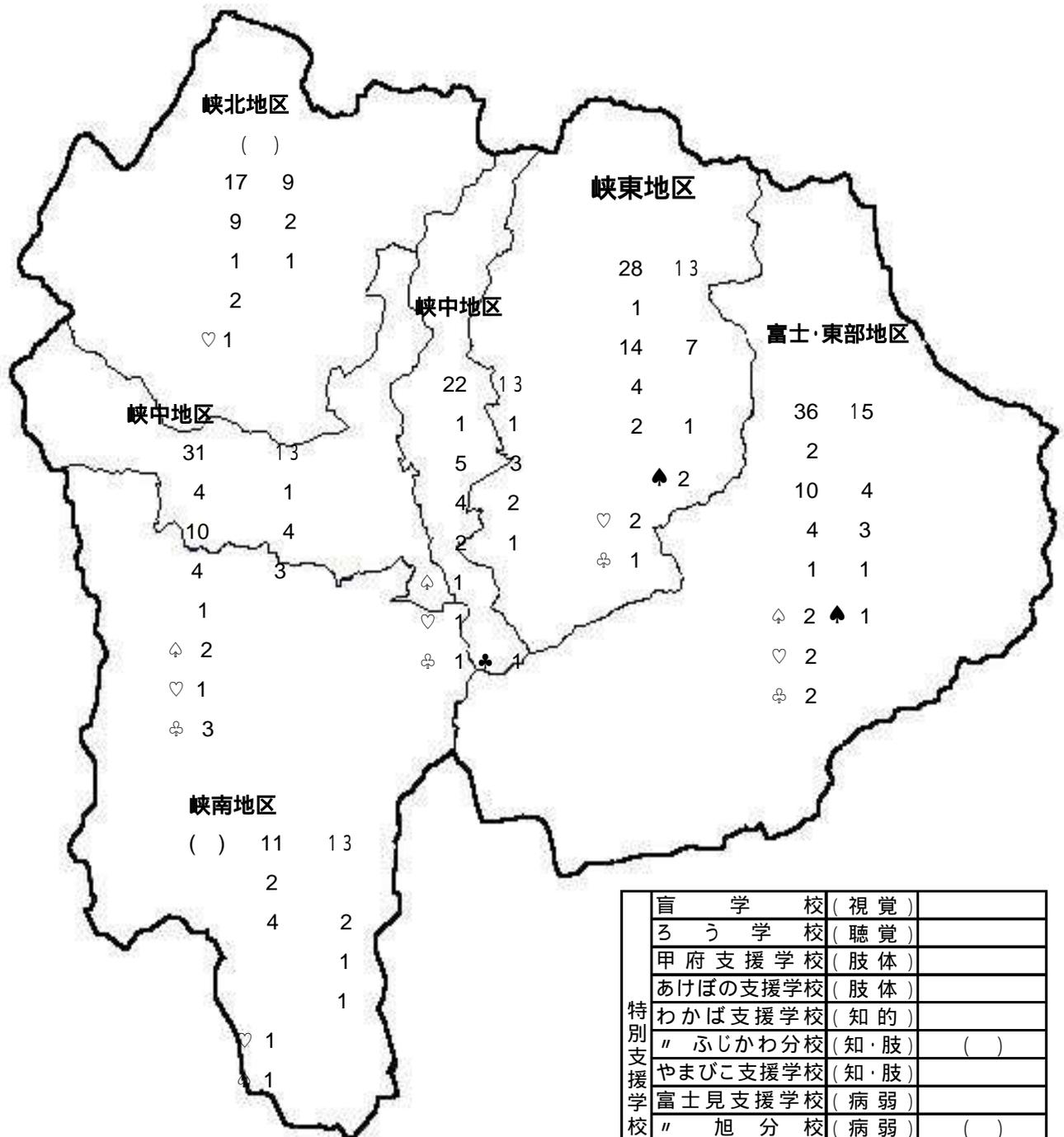
		校内委員会の設置		発達障害の実態把握の施策		特別支援教育のターゲットの指名		個別指導の計画作成		個別教育の支援計画作成		巡回相談の実施		専門家の活用	
		山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国
幼稚園	学校数	2		3		2		1		2		3		1	
	実施率	40.0%	70.9%	60.0%	93.9%	40.0%	74.4%	20.0%	42.9%	40.0%	28.6%	60.0%	74.0%	20.0%	44.1%
高等学校	学校数	33		22		34		1		2		9		0	
	実施率	97.1%	89.5%	64.7%	19.9%	100.0%	87.5%	2.9%	12.3%	5.9%	10.5%	26.5%	35.6%	0.0%	38.2%

(3) 私立幼稚園(61園)、私立小学校(2校)、私立中学校(4校)、私立高等学校(11校)

		校内委員会の設置		発達障害の実態把握の施策		特別支援教育のターゲットの指名		個別指導の計画作成		個別教育の支援計画作成		巡回相談の実施		専門家の活用	
		山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国
幼稚園	学校数	15		53		19		9		9		31		23	
	実施率	24.6%	21.4%	86.9%	77.7%	31.1%	28.8%	14.8%	20.0%	14.8%	15.9%	50.8%	52.2%	37.7%	39.6%
小学校	学校数	2		2		2		1		1		2		0	
	実施率	100.0%	28.5%	100.0%	57.5%	100.0%	27.5%	50.0%	11.0%	50.0%	11.0%	100.0%	23.0%	0.0%	19.5%
中学校	学校数	2		4		2		1		0		1		2	
	実施率	50.0%	24.8%	100.0%	43.3%	50.0%	21.0%	25.0%	7.3%	0.0%	5.5%	25.0%	14.8%	50.0%	13.3%
高等学校	学校数	3		5		5		0		0		1		2	
	実施率	27.3%	26.6%	45.5%	41.6%	45.5%	22.3%	0.0%	6.4%	0.0%	5.0%	9.1%	13.5%	18.2%	13.3%

特別支援学校及び特別支援学級・通級指導教室設置校分布図

H21.5.1現在



特別支援学校	盲学校	(視覚)	
	ろう学校	(聴覚)	
	甲府支援学校	(肢体)	
	あけぼの支援学校	(肢体)	
	わかば支援学校	(知的)	
	"ふじかわ分校	(知・肢)	()
	やまびこ支援学校	(知・肢)	
	富士見支援学校	(病弱)	
	"旭分校	(病弱)	()
	ふじざくら支援学校	(知・肢)	
	かえで支援学校	(知的)	
	山梨大学附属特別支援学校	(知的)	
	特別支援学級	知的障害	
病虚弱			小 中
自閉症・情緒			小 中
肢体不自由			小 中
難聴			小 中
通級指導教室	言語		小 ♠ 中 ♠
	発達障害・情緒		小 ♣ 中 ♣

数字は特別支援学校設置校数。()は分校を示す。

特別支援学校

1 特別支援学校の紹介

(1) 山梨県立盲学校

所在地
〒400-0064
甲府市下飯田二丁目10番2号
TEL (055)226-3361
FAX (055)226-3362
URL <http://www.ysvi.kai.ed.jp/>
E-mail ysvi@kai.ed.jp
設置年月日 昭和24年4月1日
交通機関 甲府駅より山交バス 番
東海高校行・長松寺町バス停下車

校地面積 13,721 m²
校舎面積 5,771 m²
文化交流会館 350 m²
運動場 2,576 m²
寄宿舎
寄宿舎面積 1,391 m²
定員 24人
在舎児童生徒数 16人



校舎

設置学部・学科・学年・学級数・幼児児童生徒数

学部	幼稚部				小学部						中学部				高等部												合計		
															本科						専攻科								
															普通科			保健医療科			保健医療科			理療科					
学年	3歳児	4歳児	5歳児	重複	1	2	3	4	5	6	重複	1	2	3	重複	1	2	3	重複	1	2	3	1	2	3	1	2	3	
学級数	1	1	0	3	0	0	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	1	1	1	20
人数	1	1	0	7	0	0	1	1	0	1	3	0	0	1	1	2	2	3	2	1	0	0	2	2	0	2	3	6	42

入学資格

学校教育法施行令第22条の3の規定による視覚障害者又は、弱視教育を必要とする者で次のいずれかに該当する者

通学区域 山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則 別表「通学区域等」の表記

幼稚部 入学者選抜実施要項の要件と同一とする。

小・中学部 義務教育年齢に達した児童生徒

高等部 入学者選抜実施要項の要件と同一とする。

本校の特色

ア 視覚障害を補う専門教育（盲教育・弱視教育）を基礎に、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を通し、確かな基礎学力の定着と、自主性・社会性の育成に努める。



学習風景（小学部）点字付き触る絵本：読書

イ 高等部本科保健医療科及び専攻科保健医療科では、あん摩・マッサージ・指圧師、高等部専攻科理療科では、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゆう師の国家試験受験資格を得られる。

ウ 視覚障害教育相談・支援センターを開設し、県内視覚障害児者に対して、視覚的ケア、補助具の活用、育児相談、教材や指導法の助言、就学・進学相談、拡大教科書の紹介等のニーズに応じたサポートを行っている。また、小・中学校在籍弱視児童生徒への支援、定期相談・臨時相談・継続相談・巡回相談等を随時実施し、センター的機能の充実を図っている。

(2) 山梨県立ろう学校

所在地

〒405-0016

山梨市大野 1009

T E L (0553)22-1378・1097

F A X (0553)22-6419

U R L <http://www.kai.ed.jp/rogako/>

E-mail rogako@kai.ed.jp

設置年月日 昭和 24 年 4 月 1 日

交通機関 中央本線山梨市駅・春日居駅

下車徒歩 25 分

校地面積 17,763 m²

校舎・施設面積 4,677 m²

校 舎 3,536 m²

文化交流会館 500 m²

運動場 6,500 m²

寄宿舎

寄宿舎面積 684 m²

定員 24 人

在舎児童生徒数 13 人

設置学部・学科・学年・学級数・幼児児童生徒数



校 舎

学 部	幼稚部			小学部							中学部				高等部（普通科）				計
	1	2	3	1	2	3	4	5	6	重複	1	2	3	重複	1	2	3	重複	
学 年	1	2	3	1	2	3	4	5	6	重複	1	2	3	重複	1	2	3	重複	
学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	2	17
人 数	1	2	1	3	4	3	1	2	3	2	0	2	0	2	2	7	4	5	44
合 計	4			18							4				18				44

入学資格

学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による聴覚障害者で次のいずれかに該当する者

通学区域 山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則 別表「通学区域等」の表記

幼 稚 部 平成 22 年 4 月 1 日現在において満 3 歳以上 6 歳未満のもの

小・中学部 義務教育年齢に達した児童生徒

- 高 等 部
- ろう学校中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 22 年 3 月卒業見込みの者
 - 県立ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めたる者

本校の特色

- ア 県内唯一の聴覚に障害のある幼児児童生徒の教育機関としてセンター的役割を担い、支援を必要とする保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の園児、児童・生徒・保護者、職員等への支援と関係諸機関との連携に積極的に取り組むことをめざしている。
- イ きこえとことばの相談支援センターを設置し、県内の聴覚障害のある乳幼児から成人までの方々に対し、教育相談、聴覚管理、進路や再就職・再就学、生涯学習への支援・相談・情報提供などさまざまなニーズに応える体制の充実を図っている。
- ウ 早期教育の充実を図り、乳幼児への教育とともに、両親支援を行い、聴覚障害のある乳幼児とのかかわりについての理解を深めている。
- エ 個々の状況に応じたコミュニケーション能力の育成と言語力の充実、言語生活の向上をめざしている。
- オ 個々の学習状況を把握し、一人一人の学力の向上と基礎・基本の充実を図るため、指導法の工夫・改善を進めるとともに、教材教具を創意工夫し、分かる授業をめざしている。
- カ 学校間交流や地域の人々との交流活動を通して、社会的経験とふれあいを深め、良き社会人となるための素地を養っている。



学習風景（幼稚部）

(3) 山梨県立甲府支援学校

所在地 〒400-0064
甲府市下飯田二丁目 10 - 3

T E L (055)226-3322
F A X (055)226-3323
U R L <http://www.yogoy.kai.ed.jp/>
E-mail yogoy@kai.ed.jp

設置年月日 昭和 38 年 4 月 1 日
(山梨県立養護学校として開校)

交通機関 甲府駅より山校バス 番。
東海高校又は長塚行き乗車
長松寺下車、徒歩 10 分

校地面積 14,059.07 m²
校舎・施設面積 13,330.86 m²
校舎 7,779.86 m²
文化交流会館 350.32 m²
駐車場 5,200.68 m²
寄宿舎
寄宿舎面積 1,591.79 m²
定員 20 人 在舎児童生徒数 6 人
設置学部・学科・学年・学級数・児童生徒数



校 舎

学 部	小学部							中学部					高等部					合 計	
	1	2	3	4	5	6	重 複	訪 問	1	2	3	重 複	訪 問	1	2	3	重 複		訪 問
学 級 数	2						10	3	0			4	1	1	1	1	5	1	29
人 数	0	0	2	0	1	0	28	7	0	0	0	11	3	1	1	1	14	3	72

入学資格

学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による肢体不自由者で小・中学部については、中巨摩郡、甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市及び中央市に、高等部については、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、甲州市及び中央市に居住する者で、次のいずれかに該当する者

小・中学部 義務教育年齢に達した児童生徒

高 等 部 中学校若しくはこれに準ずる学校及び本校中学部卒業した者、又は卒業見込みの者、
(普通科) 甲府支援学校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

本校の特色

ア 一人一人の児童生徒にかかわる教師集団により、複数の目で実態把握を行い、課題の共通理解を行った上で、教科・領域ごとに「個別の指導計画」を作成し指導に当たっている。

イ 個別指導では、児童生徒一人一人の個性や能力・特性に応じた指導を重視し、教材の開発、肢体不自由の改善、知的発達を促す指導のあり方、心の問題に関するケアなどにきめ細かく対応している。また、保護者・関係諸機関との連携を密に図りながら、個々のニーズに応じた教育を目標としている。

ウ 発達段階、教科や領域の特性、生活年齢を考慮した意図的な学習グループを作り、効果的な集団指導のあり方について検証している。

エ 全校で一斉に行う自立活動の時間を設け、児童生徒の指導をとおして教師間の知識・技能を高め、効果的な自立活動の指導に努めている。

オ 児童生徒の重度・重複化に対応して看護師による医療的ケアを行うとともに、4 形態食（初期・中期・後期・普通）を用意している。また、歯科医の往診や巡回医療相談などの関係機関との連携により、健康で安全な学校生活を送れるよう努力している。

カ 卒業後の生活の広がりを見通した進路指導や児童生徒理解を旨とした地域・学校交流、居住地校交流の推進を図っている。



高等部の授業風景（国語）

(4) 山梨県立あけぼの支援学校

所在地

〒407-0046

韮崎市旭町上条南割 3251-1

T E L (0551) 22 - 6131

F A X (0551) 22 - 6628

U R L <http://www.akebonoy.kai.ed.jp/>

E-mail akebonoy@kai.ed.jp

設置年月日 昭和 49 年 4 月 1 日

交通機関 JR 甲府駅より山梨交通バス

JR 韮崎駅より韮崎市営バス

校地面積 21,716 m²

校舎・施設面積 6,339 m²

校 舎 3,793 m²

文化交流会館 552 m²

運動場 4,300 m²

食堂棟 287 m²

プール棟 287 m²

寄宿舍 なし



校 舎

設置学部・学科・学年・学級数・幼児児童生徒数

学 部	小学部								中学部				高等部				合 計	
	1	2	3	4	5	6	重 複	訪 問	1	2	3	重 複	1	2	3	重 複		
学 年																		
学級数	0	0	0	0	0	0	8	1	1	1	1	5	1	1	1	3		23
人 数	0	0	0	0	0	0	22	1	1	2	3	13	2	1	2	7		54

入学資格

学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による肢体不自由者で次のいずれかに該当する者

通学区域 韮崎市、南アルプス市及び北杜市。ただし、山梨県立あけぼの医療福祉センターで加療中の者にあつては県下全域。

小・中学部 義務教育年齢に達した児童生徒

高等部 支援学校中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 2 2 年 3 月卒業見込みの者。

本校の特色

ア 本校は県立あけぼの医療福祉センターに隣接し、医療との連携のもと、医学的観察指導に基づき、一人ひとりの障害の程度、能力、特性等に応じたきめ細かい教育実践に努めている。

イ 生活機能の向上を目指して、自立活動と教科・領域の学習が有機的に関連した教育課程を編成している。

ウ 学校間交流や地域交流等を通して、自主性・社会性・創造性を育て、お互いに学び合い、高め合える教育活動の充実に努めている。

エ 児童生徒の障害の重度重複化・多様化に対応して教材・教具の開発と工夫、パソコンをはじめとする各種の教育機器の活用に努め、教育の効率化を目指している。



高等部の学習の様子

(5) 山梨県立わかば支援学校

所在地

〒400-0226

南アルプス市有野 3346-3

T E L (055)285-1750

F A X (055)285-5927

U R L <http://www.kai.ed.jp/wakaba/>

E-mail wakabay@kai.ed.jp

設置年月日

昭和 49 年 4 月 1 日

交通機関

甲府駅より山交バス社会福祉村行

または芦安行有野入り口下車

校地面積 40,601 m²

校舎・諸施設面積 6,339 m²

校舎 7,726 m²

文化交流会館 449 m²

運動場 約 5,600 m²

寄宿舎

寄宿舎面積 777.31 m²

定員 (概ね) 25 人

在舎児童生徒数 25 人

設置学部・学科・学年・学級数・児童生徒数

学 部	小学部							中学部				高等部				合 計
	1	2	3	4	5	6	重複	1	2	3	重複	1	2	3	重複	
学 年	1	1	1	1	1	2	1	4	3	4	2	6	5	4	4	40
学 級 数	1	1	1	1	1	2	1	4	3	4	2	6	5	4	4	40
人 数	3	5	6	4	3	9	2	19	14	19	4	41	34	26	10	199



校 舎

入学資格

小・中学部 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による知的障害者で、中巨摩郡、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市（旧豊富村を除く）に居住する者

高 等 部 学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による知的障害者で、西八代郡、南巨摩郡、中巨（普通科）摩郡、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市（旧豊富村を除く）に保護者とともに山梨県内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者。

- ・中学校若しくはこれに準ずる学校及び本校中学部を卒業した者、又は卒業見込みの者
- ・県立わかば支援学校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

本校の特色

ア 小学部・中学部・高等部の系統性や発展性を考えた一貫教育をめざし、一人一人の児童生徒の特性に応じた教育を行っている。

イ 教育課程は将来の社会参加と自立に必要な知識・技能を習得することを目標に編制されている。

ウ 豊かな自然や地域の中で、人や自然とのかかわりを大切にしている。

エ 地域の学校等のニーズに応え、特別支援教育のセンター校としての活動を推進している。



学 芸 会 (全 校)

(6) 山梨県立わかば支援学校ふじかわ分校

所在地

〒400-0601

南巨摩郡鯉沢町 5673-12

T E L (0556)27-0067

F A X (0556)20-2007

U R L <http://www.kai.ed.jp/wakafujy/>

E-mail wakafujy@kai.ed.jp

設置年月日

平成 12 年 4 月 1 日

交通機関

JR 東海身延線「鯉沢口駅」よりタクシー15分

山梨交通バス鯉沢営業所行 鯉沢営業所下車、鯉沢町営バス十谷行乗車、中部住宅下車

校地面積 4,941 m²

校舎・施設面積 2,381 m²

校 舎 1,756 m²

運動場 625 m²

寄宿舍なし

設置学部・学科・学年・学級数・児童生徒数



校 舎

学 部	小学部							中学部					合 計	
	知的障害						肢体 重複	知的障害			肢体 重複			
障 害 別									1	2		3		
学 年	1	2	3	4	5	6		1	2	3				
学 級 数	1	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	0	1	7

入学資格

学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による知的障害者または肢体不自由者で、次に該当する者。

通 学 区 域 西八代郡及び南巨摩郡

小・中学部 義務教育年齢に達した児童生徒

本校の特色

ア 小学部では、人との関わりを大切に、まずは担任への信頼感を育て、児童の特性に応じた環境を整え、学校が児童にとって安心して学べる場であるように努めている。そこから人や物と関わる力を育て、広げていかれるように、きめ細やかな学習指導に努めている。

イ 中学部では、少人数ではあるが実態に幅がある。個々の生徒にとっての教育目標を共通理解しながら、個別、グループ別、全体というように学習集団を工夫して、実態にあった指導ができるように努めている。学習風景一人の児童について、学習担当を担任だけでなく、全教員が関わるような体制を組み、共通理解を図りながら指導に当たっている。

ウ 生活経験を広げるため、校外学習を多く取り入れている。



(全校集会)

(7) 山梨県立やまびこ支援学校

所在地

〒409-0501

大月市富浜町宮谷 1497 番地

T E L (0554)23-1943

F A X (0554)23-1946

U R L <http://www.kai.ed.jp/yamabiky/>

E-mail yamabiky@kai.ed.jp

設置年月日

昭和 54 年 4 月 1 日

交通機関

JR 中央線「猿橋駅」より

徒歩 40 分、タクシー 10 分、富士急路線

バス宮谷行乗車、やまびこ支援学校前下車

校地面積 23,226 m²

校舎・諸施設面積 7,251 m²

校舎 4,437 m²

文化交流会館 500 m²

運動場 2,981 m²

室内プール 443 m²

寄宿舎

寄宿舎面積 731 m² 定員 24 人 在舎児童生徒数 6 人

設置学部・学科・学年・学級数・児童生徒数



校 舎

学 部	小学部									中学部						高等部					合 計
	知的障害						肢 体	重 複	訪 問	知的障害			肢 体	重 複	訪 問	知的障害			肢 体	重 複	
学 年	1	2	3	4	5	6				1	2	3				1	2	3			1
学 級 数	1	1	1	1	0	0	0	3	1	2	2	1	0	2	1	2	1	2	0	2	23
人 数	1	4	2	1	1	0	0	7	2	7	10	4	0	5	2	14	8	9	0	5	82

入学資格

学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による知的障害者または肢体不自由者で、次のいずれかに該当する者

通学区域 南都留郡のうち道志村、北都留郡、都留市、大月市及び上野原市

小・中学部 保護者とともに通学区域に居住する者

高 等 部 保護者とともに通学区域に居住し、次のいずれかに該当する者

- ・ 本校の中学部又は中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は本年度末卒業見込みの者
- ・ 県立やまびこ支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

本校の特色

ア 知的障害者、肢体不自由者を対象とした特別支援学校で、小学部、中学部には訪問学級が設置されている。また、通学はスクールバス(3路線)及び寄宿舎により保障される他、JR 中央線や路線バスによる



学習の様子(小学部)

登下校も可能で、幅広いニーズに対応している。

イ 1 学期に運動会、2 学期にやまびこまつりなどの学校行事がある他、交流及び共同学習で地域や小学校、中学校、高等学校との交流を深めている。

ウ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を通じて、一人一人のニーズに応じた授業を展開している。また、授業では、児童生徒の実態に応じた教材を使い、基礎学力を身に付ける取組を重視している。

エ 卒業後を見通し、適切な進路選択ができるように進路希望調査、産業現場等における実習を実施し、進路指導の充実を図っている。

(8) 山梨県立富士見支援学校

所在地

〒400-0027

甲府市富士見一丁目 1-1

T E L (055)252-3133

F A X (055)252-6167

U R L <http://www.kai.ed.jp/fujimi/>

E-mail fujimiy@kai.ed.jp

設置年月日

昭和 59 年 4 月 1 日

交通機関

甲府駅 4 番のり場

山梨交通バス

中央病院経由敷島営業所行

葦崎駅行、長塚行

中央病院下車 徒歩 3 分

校地面積 1,382 m²

(県立中央病院内 敷地内)

校舎・諸施設面積 1,882 m²

寄宿舍 なし

設置学部・学科・学年・学級数・児童生徒数

小学部 3 学級・中学部 3 学級の設置。児童生徒は、県立中央病院への入院通院に伴う転入・転出となり、在籍状況は年間を通じて流動的である。そのため、学習集団はその時々々の児童生徒の状況に応じ構成している。

入学資格

学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による病弱者で、県立中央病院に入院もしくは通院治療中の学齢児童生徒

本校の特色

医療を続けながら小学校・中学校に準ずる教育が受けられる。

ア 教育内容は小・中学校の教育に準じ、前籍校の教科書を使用して指導を行っている。

イ 病状によって、学習空白や学習進度の異なる場合も多く、個々の状態に応じた指導を行っている。

心身症等の場合、その状況に応じて、初期対応段階・適応段階を経て通常の学級へと段階的な指導を行っている。



中学部技術科授業風景



校舎

ウ 入・通院期間の長短にかかわらず、転入（出）は随時許可される。

エ 医療、学校、家庭及び前籍校がお互いに緊密な連携をとりながら指導にあたっている。

オ 病状により病棟に赴いてのベッドサイド学習を行っている。

(9) 山梨県立富士見支援学校旭分校

所在地

〒407-0027

韮崎市旭町上条南割 3314-13

T E L (0551)22-7144

F A X (0551)22-7143

U R L <http://www.kai.ed.jp/fujiasay/>

E-mail fujiasay@kai.ed.jp

設置年月日

平成9年4月1日

交通機関

甲府駅より山梨交通バス社会福祉村

行乗車、県立北病院下車または芦安行乗

車、旭入口下車徒歩10分

韮崎駅より「社会福祉村」行市民バス

乗車「北病院」下車

校地面積 1,231 m²

校舎・諸施設面積

校舎 1,001.5 m²

寄宿舎 なし

設置学部・学科・学年・学級数・児童生徒数

小学部2学級・中学部4学級の設置であり、入院・通院に伴って転入・転出となり年間を通じて流動的なため、学習集団はその時々の子どもの状況に応じ構成している。

入学資格

学校教育法施行令第22条の3の規定による病弱者で、県立北病院に入院・通院治療中の義務教育年齢にある児童生徒

本校の特色

ア 教育課程

前籍校復帰、進路希望の実現を目指し、子どもたちの病状に配慮しながら小学校・中学校に準ずる教育課程を編成している。基礎・基本の定着を図るとともに、個に応じたわかりやすい授業を心掛け、達成感や自己肯定感を育てている。

イ 個別から集団への段階別指導

転入時は一定期間専任の教師が個別で対応し、徐々に学校に慣れていくための活動を行う。その後、教科学習は進度別で少人数のグループを編成して行い、ふれあい活動（特別活動）や体験活動及び学校行事等で教員や親も含めた大きな集団での活動を行う。社会的自立に向けてさまざまな集団に入れるような配慮をしている。

ウ 転入・転出

入・通院期間の長短にかかわらず、転入（出）は随時許可される。

エ 校舎

校舎には木がふんだんに使われ、子どもたちが安心して過ごせ情緒の安定を図れる造りとなっている。建物の中央に吹き抜けのホールがあり、皆が集まる場所になっている。カウンターや畳のコーナーがある家庭科室、カーペット敷きの図書室、校舎の外には生徒・保護者・教員の共同製作による木のテーブルやベンチが設置されている。

オ センターの機能の充実

医療機関や前籍校との連携は特に重要である。児童生徒がスムーズに前籍校復帰ができるよう前籍校や教育委員会、医療、福祉施設等関係機関との連携を図っている。特に小・中学校のニーズに応じて、病弱教育の専門性を生かし、心身症等心因性疾患の児童生徒の相談活動・情報提供等の支援を行っている。



校舎



学習風景

(10) 山梨県立ふじざくら支援学校

所在地 〒401-0301
南都留郡富士河口湖町
船津 6663-1

T E L (0555)72-5161
F A X (0555)72-5164
U R L <http://www.kai.ed.jp/fujizaky/>
E-mail fujizaky@kai.ed.jp

設置年月日 平成 8 年 4 月 1 日
交通機関 富士急行河口湖駅下車
山梨赤十字病院行きバス終
点より徒歩 5 分

校地面積 23,158 m² (学校管理面積)
校舎・施設面積 23,157 m²
校舎 5,251 m²
体育館 839 m²
運動場 4,799 m²
寄宿舎なし
設置学部・学科・学年・学級数・児童生徒数



校 舎

学 部	小学部										中学部					高等部					合 計
	知的障害						肢体				重 複	訪 問	知的障害			肢体		重 複			
学 年	1	2	3	4	5	6	3	5	重 複	訪 問			1	2	3	2	重 複		1	2	3
学 級 数	1	1	1	1	1	1	1	1	7	0	2	2	2	1	2	1	2	2	1	4	34
人 数	6	3	4	3	6	2	1	1	20	0	7	7	7	1	5	8	10	10	1	11	113

入学資格

学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による肢体不自由者、知的障害者で次のいずれかに該当する者
通学区 南都留郡（道志村を除く）及び、富士吉田市

小学部・中学部 義務教育年齢にある児童生徒

高等部（普通科）1 支援学校中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 22 年 3 月卒業見込みの者

2 学校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者

本校の特色

ア 本校は、富士北麓・東部地域の肢体不自由児、知的障害児、及び重複障害児を対象として平成 8 年度に「富士ふれあいの村」の一角に開設された総合的な特別支援学校である。

イ 小学部から高等部までの多様な障害のある児童生徒が在籍しているため、個に応じたきめ細かな教育課程の編成を旨としている。

ウ 周囲を緑に囲まれた極めて恵まれた自然環境の中にあり、学区も比較的狭いという特色を生かして、地域との交流を重視しながら、開かれた学校づくりを行っている。



学習風景(高等部)

(11) 山梨県立かえで支援学校

所在地

〒400-0807

甲府市東光寺二丁目 25 番 1 号

T E L (055)223-6355

F A X (055)223-6356

U R L <http://www.kaedey.kai.ed.jp/>

E-mail kaedey@kai.ed.jp

設置年月日

平成 13 年 4 月 1 日

交通機関

JR 中央線「酒折駅」より徒歩 25 分

JR 身延線「善光寺駅」より徒歩 15 分

山交バス「甲府市障害者福祉センター」

より徒歩 15 分

校地面積 23,957 m²

校舎・諸施設面積

校舎 6,104 m² 体育館及びホール 1,098 m²

運動場 4,000 m² プール 556 m² 農園 400 m²

寄宿舎 なし

設置学部・学科・学年・学級数・児童生徒数

学 部	小学部							中学部				高等部				合 計
	1	2	3	4	5	6	重 複	1	2	3	重 複	1	2	3	重 複	
学 級 数	2	2	1	3	1	1	2	3	5	3	3	5	4	3	4	42
人 数	9	8	6	13	5	4	4	14	25	13	8	35	30	22	12	208

入学資格

学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による知的障害者で、甲府市・山梨市・笛吹市・甲州市及び中央市(旧豊富村の区域に限る)に在住している者

小・中学部・・・就学区域内に在住している義務教育年齢にある者

高 等 部・・・通学区域内に保護者とともに入住し、次の各号のいずれかに該当する者

- (普通科) ・特別支援学校中学部若しくは中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は本年度末に卒業見込みの者
- ・本校校長が、中学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者

本校の特色

ア 県下の知的障害特別支援学校の適正配置を図るため、平成 13 年 4 月に知的障害者を対象とした特別支援学校として開校した。

イ 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育課程の編成に努めている。特に高等部は、コース制(試行)及び学習グループを設置し、卒業後の進路も見据えた教育に取り組んでいる。

ウ 地域の方々との温かな人間関係を重視した交流及び共同学習と、本校及び特別支援教育に対する理解推進のための「地域に開かれた学校」を目指している。また地域のセンター的役割として、教育相談・オープンスクール(学校見学会)・授業体験会・共同学習会などに力を入れている。



校 舎



学習風景(高等部:作業学習)

(12) 山梨大学教育人間科学部附属特別支援学校

所在地

〒400-0006

甲府市天神町 17 - 35

T E L (055)220-8282 ・ 8284

F A X (055)252-6478

U R L <http://www.ccn.yamanashi.ac.jp/~fuyok/index.htm>

E-mail fuyok@yamanashi.ac.jp

設置年月日 昭和 48 年 4 月 1 日

交通機関

JR 中央線「甲府駅北口」より徒歩 20 分

山梨交通バス武田神社行または積翠寺行

き乗車，山梨大学前下車徒歩、甲府駅北口より徒歩 3 分

校地面積 14,403 m²

校舎・施設面積 7,480 m²

校 舎 3,017 m²

生活訓練施設 473 m²

運動場 3,255 m²

学校農園 735 m²

寄宿舍 なし

設置学部・学年・学級数・児童生徒数



校 舎

学 部	小学部						中学部			高等部			合 計
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	
学 年	1	2	3	4	5	6	1	2	3	1	2	3	9
学 級 数	1		1		1		1	1	1	1	1	1	9
人 数	2	3	3	3	3	2	4	3	6	9	8	8	54

応募資格

- ・学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者（療育手帳、又は判定意見書を提出できる者）
- ・学校生活において医療的ケアが必要でない者
- ・進行性疾患のない者
- ・保護者同伴又は一人通学が可能な者で、原則として通学時間が片道 1 時間以内の者

本校の特色

ア 山梨大学教育人間科学部の附属学校として、教育の現場に即し、理論と実際についての研究・実証を行う。

イ 教育人間科学部の教育計画に従い、学生の教育実地研究、並びに観察・実習の実施と指導を行う。

ウ 教育実践及び研究を通して、地域の特別支援教育・現職教育の推進に協力する。



学習風景（高等部・作業学習）

2 特別支援学校就学者数及び教職員数

平成21年5月1日現在

	幼児児童生徒					教職員										備考
	幼稚部	小学部	中学部	[設置学科] 高等部	合計	教員	養教	栄学 養校	講実 習助 師手	指寄 導宿 員舎	職事 務関 係	看護 師	合計			
盲 (視覚障害)	9 (7)	6 (3)	2 (1)	普通科 本科保健医療科 専攻科保健医療科 専攻科理療科	25 (2)	42	39	1	1	3	8	11	0	63	非常勤 非寄宿舎指導員 調理員 栄養士	3 (2) (1) (2) (1)
ろう (聴覚障害)	4	18 (2)	4 (2)	普通科	18 (5)	44	41	1	1	1	8	11	0	63	非常勤 給食職員 非寄宿舎指導員	2 (3) (2)
甲府 (肢体不自由)		38 (35) [7]	14 (14) [3]	普通科	20 (3) [3]	72	69	2	1	2	12	13	2	101	非常勤 非寄宿舎指導員 再調理員 乗員	5 (2) (2) (2)
あけぼの (肢体不自由)		23 (22) [1]	19 (13)	普通科	12 (7)	54	54	1	0	1	0	4	3	63	非常勤 事務員 添乗員	2 (1) (1)
わかば (知的障害)		32 (2)	56 (4)	普通科	111 (10)	199	95	2	1	0	13	16	0	127	非常勤 非寄宿舎指導員 配膳員 添乗員 栄養士	12 (2) (7) (2) (1)
" ふじかわ分校 (知肢併置)		4	8 (1)			12	11	1	1	0	0	3	0	16	非常勤 栄養士	1 (1)
やまびこ (知肢併置)		18 (7) [2]	28 (5) [2]	普通科	36 (5)	82	53	2	1	0	8	11	1	76	非常勤 非寄宿舎指導員 調理員 添乗員	4 (2) (4) (2)
富士見本校 (病弱)		3	4			7	14	1	0	0	0	3	0	18	非常勤 事務員	1 (1)
" 旭分校 (病弱)		0	6			6	11	1	0	0	0	1	0	13		
ふじざくら (知肢併置)		44 (20) 2	26 (5) 1	普通科	39 (11) 1	113	75	2	1	1	0	10	2	91	非常勤 調理員 再調理員 講師	5 (1) (1) (3)
かえて (知的障害)		49 (4)	60 (8)	普通科	99 (12)	208	91	2	1	0	0	14	0	108	非常勤 配膳員 再調理員	8 (6) (2)
小 計	13 (7)	237 (95) [10]	228 (53) [5]		361 (55) [3]	839	553	16	8	8	49	97	8	739		
山梨大学 附属特別 支援学校 (知的障害)		16	13	普通科	25	54	28	1	1	0	0	6	0	36	非常勤 講師 調理員 業務員 事務員	7 (3) (2) (1) (1)
合 計	13 (7)	253 (95) [10]	241 (53) [5]		386 (55) [3]	893	581	17	9	8	49	103	8	775	非常勤 講師 配膳員 調理員 再調理員 業務員 事務員 非寄宿舎指導員 給食職員 栄養士 添乗員	50 (3) (13) (9) (5) (1) (3) (10) (3) (3) (6)

() 重複障害、【 】訪問教育の在籍数については外数で記載。

富士見支援学校本校及び旭分校在籍者数については入院加療者の状況により、在籍者数は変動する。

教員数は、校長以下教諭。事務関係職員は、事務職員、学校栄養職員、技術職員、業務員、給食職員、警備員、非常勤寄宿舎指導員

備考については非常勤数及び内訳

特別支援学級及び通級による指導

(平成21年5月1日現在)

1 実施状況

(1) 特別支援学級

小学校204校(うち分校5校)、中学校95校(うち分校3校)

区 分	小学校			中学校			合 計		
	学校数	学級数	児童数	学校数	学級数	生徒数	学校数	学級数	児生数
知的障害	149	155	448	69 (1)	70	193	218	225	641
肢体不自由	18	18	22	6	6	6	24	24	28
病弱・身体虚弱	9 (3)	9	9	2 (2)	2	2	11 (5)	11	11
弱 視	6	6	6	3	3	3	9	9	9
難 聴	8	8	8	2	2	2	10	10	10
自閉症・情緒障害	59	59	105	21 (1)	21	34	80	80	139
合 計	249 (3)	255	598	103 (4)	104	240	352 (7)	359	838

()は、分校であり、内数。

(2) 通級指導教室

区 分	小学校		中学校		合 計	
	学校数	児童数	学校数	生徒数	学校数	児生数
言語障害	8	508			8	508
発達障害・情緒障害	7	106	1	4	8	110
合 計	15	614	1	4	16	618

(3) 通級による指導(ろう学校)

区 分	小学生	中学生	合 計
難 聴	18	2	20

2 特別支援学級及び通級指導教室設置状況一覧

(1) 小学校特別支援学級

平成21年5月21日現在

【知的障害】

	学 校 名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
1	甲府市立富士川小学校	400-0032	甲府市中央3丁目3-1	055-233-2403	2	1
2	甲府市立琢美小学校	400-0862	甲府市朝気1丁目2-52	055-233-4809	3	1
3	甲府市立湯田小学校	400-0864	甲府市湯田1丁目8-1	055-233-4382	1	1
4	甲府市立伊勢小学校	400-0856	甲府市伊勢2丁目16-1	055-233-3600	4	1
5	甲府市立朝日小学校	400-0026	甲府市塩部1丁目4-1	055-252-3373	2	1
6	甲府市立里垣小学校	400-0806	甲府市善光寺2丁目7-1	055-233-2406	3	1
7	甲府市立相川小学校	400-0014	甲府市古府中町1501	055-252-2409	2	1
8	甲府市立国母小学校	400-0043	甲府市国母4丁目1-10	055-224-4608	4	1
9	甲府市立貢川小学校	400-0048	甲府市貢川本町8-1	055-222-2408	7	2
10	甲府市立千塚小学校	400-0074	甲府市千塚1丁目2-16	055-253-8937	3	1
11	甲府市立池田小学校	400-0067	甲府市長松寺町7-1	055-222-8271	5	1
12	甲府市立北新小学校	400-0005	甲府市北新1丁目5-1	055-252-3260	5	1
13	甲府市立千代田小学校	400-0082	甲府市下帯那町3034-2	055-251-8059	1	1
14	甲府市立甲運小学校	400-0811	甲府市川田町65-2	055-232-3953	2	1
15	甲府市立玉諸小学校	400-0814	甲府市上阿原町491	055-233-2447	1	1
16	甲府市立山城小学校	400-0845	甲府市上今井町474-2	055-241-2101	4	1
17	甲府市立大里小学校	400-0053	甲府市大里町3785-2	055-241-2605	4	1
18	甲府市立羽黒小学校	400-0071	甲府市羽黒町527	055-253-1941	4	1
19	甲府市立石田小学校	400-0041	甲府市上石田3丁目6-31	055-222-5414	2	1
20	甲府市立新田小学校	400-0066	甲府市新田町12-28	055-228-7851	1	1
21	甲府市立大國小学校	400-0045	甲府市後屋町150	055-241-0092	8	1
22	甲府市立舞鶴小学校	400-0031	甲府市丸の内2丁目35-5	055-228-0548	4	1
23	甲府市立中道南小学校	400-1507	甲府市下向山町4366	055-266-4016	2	1
24	甲府市立中道北小学校	400-1501	甲府市上曾根町3206-2	055-266-3077	4	1
25	南アルプス市立白根源小学校	400-0226	南アルプス市有野490	055-285-1128	10	1
26	南アルプス市立白根飯野小学校	400-0222	南アルプス市飯野1972-1	055-283-1362	3	1
27	南アルプス市立白根東小学校	400-0213	南アルプス市西野2311	055-283-1361	3	1
28	南アルプス市立白根百田小学校	400-0214	南アルプス市百々2300	055-285-3766	2	1
29	南アルプス市立若草小学校	400-0337	南アルプス市寺部740	055-282-1527	4	1
30	南アルプス市立若草南小学校	400-0334	南アルプス市藤田1130-1	055-282-6500	2	1
31	南アルプス市立小笠原小学校	400-0306	南アルプス市小笠原441	055-282-0116	3	1
32	南アルプス市立櫛形北小学校	400-0301	南アルプス市桃園813	055-282-2427	4	1
33	南アルプス市立櫛形西小学校	400-0317	南アルプス市上市之瀬727	055-282-0142	1	1
34	南アルプス市立落合小学校	400-0423	南アルプス市落合1092	055-282-1429	3	1
35	南アルプス市立大明小学校	400-0404	南アルプス市古市場181	055-282-3113	2	1
36	南アルプス市立南湖小学校	400-0411	南アルプス市西南湖3024-1	055-284-0140	2	1
37	甲斐市立竜王小学校	400-0115	甲斐市篠原2800	055-276-2380	3	1
38	甲斐市立玉幡小学校	400-0117	甲斐市西八幡2560	055-276-2518	1	1
39	甲斐市立竜王南小学校	400-0115	甲斐市篠原1180	055-276-7171	2	1
40	甲斐市立竜王北小学校	400-0118	甲斐市竜王555	055-276-9171	9	2
41	甲斐市立竜王西小学校	400-0116	甲斐市玉川75	055-279-0481	2	1
42	甲斐市立竜王東小学校	400-0113	甲斐市富竹新田933-1	055-279-3431	3	1
43	甲斐市立敷島小学校	400-0123	甲斐市島上条212	055-277-2026	2	1
44	甲斐市立敷島北小学校	400-0122	甲斐市境57	055-277-5711	3	1
45	甲斐市立敷島南小学校	400-0126	甲斐市大下条175	055-277-4749	1	1
46	甲斐市立双葉東小学校	400-0103	甲斐市大袋2780	0551-28-2014	4	1
47	甲斐市立双葉西小学校	400-0107	甲斐市志田146	0551-28-2016	1	1
48	中央市立三村小学校	409-3815	中央市成島2140	055-273-8711	2	1
49	中央市立玉穂南小学校	409-3821	中央市下河東2020	055-274-1122	4	1
50	中央市立田富小学校	409-3841	中央市布施2122	055-273-2117	3	1
51	中央市立田富北小学校	409-3844	中央市臼井阿原1740-3	055-273-1760	5	1
52	中央市立豊富小学校	400-1513	中央市大鳥居3800-1	055-269-2012	2	1
53	昭和町立押原小学校	409-3864	中巨摩郡昭和町押越885	055-275-2053	5	1
54	昭和町立西条小学校	409-3866	中巨摩郡昭和町西条2222	055-275-6100	5	1
55	昭和町立常永小学校	409-3851	中巨摩郡昭和町河西15	055-268-1111	3	1
56	韮崎市立韮崎小学校	407-0024	韮崎市本町2-2-41	0551-22-2145	3	1
57	韮崎市立穂坂小学校	407-0175	韮崎市穂坂町宮久保6121	0551-22-0654	2	1
58	韮崎市立韮崎北東小学校	407-0001	韮崎市藤井町駒井1912	0551-22-0235	5	1
59	韮崎市立韮崎北西小学校	407-0055	韮崎市清哲町青木193-1	0551-22-0692	6	1
60	韮崎市立甘利小学校	407-0036	韮崎市大草町上条東割821-1	0551-22-0483	3	1
61	北杜市立明野小学校	408-0204	北杜市明野町上手8418	0551-25-2101	6	1

	学校名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
62	北杜市立須玉小学校	408-0112	北杜市須玉町若神子200-2	0551-42-2310	6	1
63	北杜市立高根西小学校	408-0018	北杜市高根町村山西割1696	0551-47-2025	3	1
64	北杜市立高根清里小学校	407-0301	北杜市高根町清里3545	0551-48-2515	3	1
65	北杜市立日野春小学校	408-0025	北杜市長坂町長坂下条1237-3	0551-32-3039	1	1
66	北杜市立長坂小学校	408-0021	北杜市長坂町長坂上条1603-1	0551-32-2308	2	1
67	北杜市立秋田小学校	408-0034	北杜市長坂町大八田3677	0551-32-2409	1	1
68	北杜市立小泉小学校	408-0033	北杜市長坂町白井沢4078	0551-32-2217	2	1
69	北杜市立泉小学校	409-1502	北杜市大泉町谷戸2870	0551-38-2025	1	1
70	北杜市立小淵沢小学校	408-0044	北杜市小淵沢町7741	0551-36-2055	6	1
71	北杜市立白州小学校	408-0315	北杜市白州町白須225	0551-35-2733	3	1
72	北杜市立武川小学校	408-0302	北杜市武川町牧原944	0551-26-2110	2	1
73	山梨市立加納岩小学校	405-0018	山梨市下神内川123-2	0553-22-0163	2	1
74	山梨市立日下部小学校	405-0005	山梨市小原東305	0553-22-0149	13	2
75	山梨市立後屋敷小学校	405-0011	山梨市三ヶ所877	0553-22-0079	1	1
76	山梨市立日川小学校	405-0024	山梨市歌田14 1 - 1	0553-22-0742	2	1
77	山梨市立山梨小学校	405-0033	山梨市落合1-7	0553-22-2016	3	1
78	山梨市立八幡小学校	405-0041	山梨市北1900-1	0553-22-0117	2	1
79	山梨市立岩手小学校	405-0002	山梨市東1737-1	0553-22-1009	1	1
80	甲州市立塩山南小学校	404-0042	甲州市塩山上於曾1017	0553-33-2151	4	1
81	甲州市立塩山北小学校	404-0041	甲州市塩山千野3421	0553-33-2152	3	1
82	甲州市立奥野田小学校	404-0036	甲州市塩山熊野906	0553-33-2147	1	1
83	甲州市立大藤小学校	404-0031	甲州市塩山上粟生野492-1	0553-33-2116	3	1
84	甲州市立神金小学校	404-0022	甲州市塩山上萩原1518-4	0553-33-2752	1	1
85	甲州市立玉宮小学校	404-0051	甲州市塩山竹森3015	0553-33-2383	1	1
86	甲州市立松里小学校	404-0053	甲州市塩山小屋敷1378	0553-33-3006	3	1
87	甲州市立井尻小学校	404-0046	甲州市塩山上井尻675	0553-33-2509	9	2
88	甲州市勝沼小学校	409-1316	甲州市勝沼町勝沼3099	0553-44-0272	1	1
89	甲州市立東雲小学校	409-1304	甲州市勝沼町休息1560-1	0553-44-0077	2	1
90	笛吹市立春日居小学校	406-0003	笛吹市春日居町桑戸664	0553-26-2164	4	1
91	笛吹市立石和南小学校	406-0031	笛吹市石和町市部720	055-262-2809	4	1
92	笛吹市立石和東小学校	406-0026	笛吹市石和町中川478	055-262-2056	2	1
93	笛吹市立石和北小学校	406-0021	笛吹市石和町松本1442-20	055-263-2838	2	1
94	笛吹市立富士見小学校	406-0042	笛吹市石和町今井10	055-262-3340	2	1
95	笛吹市立石和西小学校	406-0034	笛吹市石和町唐柏360	055-261-2711	10	2
96	笛吹市立御坂西小学校	406-0804	笛吹市御坂町夏目原592-1	055-262-3042	5	1
97	笛吹市立一宮西小学校	405-0075	笛吹市一宮町東原330-2	0553-47-0008	8	1
98	笛吹市立一宮南小学校	405-0067	笛吹市一宮町土塚655-2	0553-47-0046	3	1
99	笛吹市立八代小学校	406-0834	笛吹市八代町岡780	055-265-2021	4	1
100	笛吹市立境川小学校	406-0851	笛吹市境川町小黑坂1941	055-266-2006	2	1
101	市川三郷町立上野小学校	409-3612	西八代郡市川三郷町上野4916	055-272-0102	1	1
102	市川三郷町立市川小学校	409-3601	西八代郡市川三郷町市川大門5744	055-272-2100	4	1
103	市川三郷町立六郷小学校	409-3244	西八代郡市川三郷町岩間2917	0556-32-2004	1	1
104	増穂町立増穂小学校	400-0502	南巨摩郡増穂町最勝寺320	0556-22-2137	5	1
105	鰍沢町立鰍沢小学校	400-0601	南巨摩郡鰍沢町1172	0556-22-0055	3	1
106	身延町立久那土小学校	409-3117	南巨摩郡身延町三沢15	0556-37-0220	1	1
107	身延町立静川小学校	409-3304	南巨摩郡身延町切石307	0556-42-2020	1	1
108	身延町立原小学校	409-3424	南巨摩郡身延町伊沼250	0556-42-2304	3	1
109	身延町立身延小学校	409-2531	南巨摩郡身延町梅平897	0556-62-0066	1	1
110	身延町立大河内小学校	409-2411	南巨摩郡身延町丸滝456	0556-62-1225	1	1
111	南部町立栄小学校	409-2305	南巨摩郡南部町内船8766	0556-64-2052	1	1
112	南部町立富河小学校	409-2102	南巨摩郡南部町福土2700-19	0556-66-2008	1	1
113	南部町立万沢小学校	409-2103	南巨摩郡南部町万沢4119	0556-67-3110	1	1
114	富士吉田市立下吉田第一小学校	403-0004	富士吉田市下吉田5222	0555-22-0220	3	1
115	富士吉田市立下吉田第二小学校	403-0013	富士吉田市緑ヶ丘2丁目8-2	0555-22-0093	5	1
116	富士吉田市立明見小学校	403-0002	富士吉田市小明見2113	0555-22-0425	4	1
117	富士吉田市立吉田小学校	403-0005	富士吉田市上吉田5丁目1-1	0555-22-0266	4	1
118	富士吉田市立吉田西小学校	403-0017	富士吉田市新西原3丁目7-1	0555-24-0305	3	1
119	富士吉田市立富士小学校	403-0001	富士吉田市上暮地1丁目22-1	0555-22-3544	7	1
120	都留市立谷村第一小学校	402-0053	都留市上谷1丁目1-2	0554-43-3105	7	1
121	都留市立都留文科大学附属小学校	402-0023	都留市大野396	0554-43-2336	2	1
122	都留市立東桂小学校	402-0034	都留市桂町796-1	0554-43-2466	1	1
123	都留市立宝小学校	402-0045	都留市大幡1143	0554-43-2664	2	1
124	都留市立禾生第一小学校	402-0004	都留市古川渡553	0554-43-2734	1	1
125	都留市立禾生第二小学校	402-0006	都留市小形山753	0554-43-8005	2	1
126	都留市立旭小学校	402-0014	都留市朝日馬場544	0554-48-2008	1	1

	学 校 名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
127	西桂町立西桂小学校	403-0022	南都留郡西桂町小沼1874	0555-25-2028	2	1
128	忍野村立忍野小学校	401-0511	南都留郡忍野村忍草1516	0555-84-2024	3	1
129	山中湖村立山中小学校	401-0501	南都留郡山中湖村山中705	0555-62-0079	1	1
130	鳴沢村立鳴沢小学校	401-0322	南都留郡鳴沢村1585	0555-85-2015	1	1
131	富士河口湖町立船津小学校	401-0301	南都留郡富士河口湖町船津3737	0555-72-0052	4	1
132	富士河口湖町立小立小学校	401-0302	南都留郡富士河口湖町小立2446	0555-72-1512	6	1
133	富士河口湖町立勝山小学校	401-0310	南都留郡富士河口湖町勝山1047	0555-83-2027	2	1
134	富士河口湖町立西浜小学校	401-0331	南都留郡富士河口湖町長浜1062	0555-82-2144	2	1
135	大月市立笹子小学校	401-0024	大月市笹子町吉久保196	0554-25-2201	2	1
136	大月市立初狩小学校	401-0022	大月市初狩町中初狩21	0554-25-6303	3	1
137	大月市立大月東小学校	401-0013	大月市大月2-7-43	0554-22-1102	2	1
138	大月市立大月西小学校	401-0016	大月市大月町真木2288	0554-22-0108	1	1
139	大月市立強瀬小学校	401-0004	大月市賑岡町強瀬747	0554-22-0460	3	1
140	大月市立七保小学校	409-0623	大月市七保町葛野2415	0554-22-4800	4	1
141	大月市立猿橋小学校	409-0613	大月市猿橋町伊良原48	0554-22-0513	2	1
142	大月市立鳥沢小学校	409-0502	大月市富浜町鳥沢1979	0554-26-5015	1	1
143	大月市立宮谷小学校	409-0501	大月市富浜町宮谷915	0554-22-0647	1	1
144	上野原市立四方津小学校	409-0126	上野原市上野原しおつ2-13-1	0554-66-3922	1	1
145	上野原市立島田小学校	409-0114	上野原市鶴島2024	0554-62-3105	1	1
146	上野原市立上野原小学校	409-0112	上野原市上野原3454	0554-62-3104	7	1
147	上野原市立西原小学校	409-0141	上野原市西原6996	0554-68-2004	1	1
148	上野原市立秋山小学校	401-0201	上野原市秋山8674	0554-56-2343	1	1
149	丹波山村立丹波小学校	409-0304	北都留郡丹波山村2777	0428-88-0251	1	1
合 計					448	154

【肢体不自由】

	学 校 名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
1	甲府市立湯田小学校	400-0864	甲府市湯田1丁目8-1	055-233-4382	1	1
2	甲府市立北新小学校	400-0005	甲府市北新1丁目5-1	055-252-3260	1	1
3	甲府市立玉諸小学校	400-0814	甲府市上阿原町491	055-233-2447	1	1
4	甲府市立千塚小学校	400-0074	甲府市千塚1丁目2-16	055-253-8937	2	1
5	南アルプス市立白根源小学校	400-0226	南アルプス市有野490	055-285-1128	1	1
6	南アルプス市立白根東小学校	400-0213	南アルプス市西野2311	055-283-1361	2	1
7	中央市立田富南小学校	409-3843	中央市西花輪1250	055-273-9111	1	1
8	昭和町立押原小学校	409-3864	中巨摩郡昭和町押越885	055-275-2053	1	1
9	北杜市立明野小学校	408-0204	北杜市明野町上手8418	0551-25-2101	1	1
10	山梨市立日下部小学校	405-0005	山梨市小原東305	0553-22-0149	2	1
11	甲州市立大和小学校	409-1203	甲州市大和町初鹿野1679-5	0553-48-2300	1	1
12	笛吹市立御坂西小学校	406-0804	笛吹市御坂町夏目原592-1	055-262-3042	2	1
13	笛吹市立境川小学校	406-0851	笛吹市境川町小黒坂1941	055-266-2006	1	1
14	市川三郷町立上野小学校	409-3612	西八代郡市川三郷町上野4916	055-272-0102	1	1
15	富士吉田市立下吉田第二小学校	403-0013	富士吉田市緑ヶ丘2丁目8-2	0555-22-0093	1	1
16	都留市立禾生第一小学校	402-0004	都留市古川渡553	0554-43-2734	1	1
17	西桂町立西桂小学校	403-0022	南都留郡西桂町小沼1874	0555-25-2028	1	1
18	鳴沢村立鳴沢小学校	401-0398	南都留郡鳴沢村1575	0555-85-2606	1	1
合 計					22	18

【病弱・虚弱】

	学 校 名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
1	甲府市立山城小学校(分校)	400-0832	甲府市増坪町 366	055-244-1666	0	1
2	甲府市立羽黒小学校	400-0071	甲府市羽黒町527	055-253-1941	1	1
3	甲斐市立竜王西小学校	400-0116	甲斐市玉川75	055-279-0481	1	1
4	甲斐市立竜王東小学校	400-0113	甲斐市富竹新田933-1	055-279-3431	2	1
5	中央市立玉穂南小学校(分校)	409-3821	中央市下河東 1110	055-274-1244	2	1
6	昭和町立常永小学校	409-3851	中巨摩郡昭和町河西15	055-268-1111	1	1
7	笛吹市立御坂東小学校	406-0813	笛吹市御坂町上黒駒1692	055-264-2014	1	1
8	富士吉田市立吉田小学校(分校)	403-0005	富士吉田市上吉田 6530	0555-20-1361	0	1
9	都留市立禾生第一小学校	402-0004	都留市古川渡553	0554-43-2734	1	1
合 計					9	9

【弱 視】

	学 校 名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
1	甲府市立大里小学校	400-0053	甲府市大里町3785-2	055-241-2605	1	1
2	南アルプス市立小笠原小学校	400-0306	南アルプス市小笠原441	055-282-0116	1	1
3	南アルプス市立南湖小学校	400-0411	南アルプス市西南湖3024-1	055-284-0140	1	1

	学 校 名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
4	増穂町立増穂小学校	400-0502	南巨摩郡増穂町最勝寺320	0556-22-2137	1	1
5	富士吉田市立富士小学校	403-0001	富士吉田市上暮地1丁目22-1	0555-22-3544	1	1
6	山中湖村立東小学校	401-0502	南都留郡山中湖村平野2435	0555-65-8152	1	1
合 計					6	6

【難 聴】

1	甲府市立山城小学校	400-0845	甲府市上今井町474-2	055-241-2101	1	1
2	甲府市立新田小学校	400-0066	甲府市新田町12-28	055-228-7851	1	1
3	甲斐市立敷島小学校	400-0123	甲斐市島上条212	055-277-2026	1	1
4	北杜市立明野小学校	408-0204	北杜市明野町上手8418	0551-25-2101	1	1
5	北杜市立小淵沢小学校	408-0044	北杜市小淵沢町7741	0551-36-2055	1	1
6	山梨市立日川小学校	405-0024	山梨市歌田14 1 - 1	0553-22-0742	1	1
7	笛吹市立石和西小学校	406-0034	笛吹市石和町唐柏360	055-261-2711	1	1
8	大月市立大月東小学校	401-0013	大月市大月2-7-43	0554-22-1102	1	1
合 計					8	8

【自閉症・情緒障害】

	学 校 名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
1	甲府市立新紺屋小学校	400-0016	甲府市武田1丁目3-34	055-252-2578	1	1
2	甲府市立伊勢小学校	400-0856	甲府市伊勢2丁目16-1	055-233-3600	1	1
3	甲府市立朝日小学校	400-0026	甲府市塩部1丁目4-1	055-252-3373	1	1
4	甲府市立国母小学校	400-0043	甲府市国母4丁目1-10	055-224-4608	2	1
5	甲府市立池田小学校	400-0067	甲府市長松寺町7-1	055-222-8271	1	1
6	甲府市立大里小学校	400-0053	甲府市大里町3785-2	055-241-2605	1	1
7	甲府市立東小学校	400-0862	甲府市朝気1丁目14-1	055-233-4468	2	1
8	甲府市立石田小学校	400-0041	甲府市上石田3丁目6-31	055-222-5414	1	1
9	甲府市立舞鶴小学校	400-0031	甲府市丸の内2丁目35-5	055-228-0548	1	1
10	南アルプス市立八田小学校	400-0205	南アルプス市野牛島2222	055-285-0035	1	1
11	南アルプス市立小笠原小学校	400-0306	南アルプス市小笠原441	055-282-0116	1	1
12	南アルプス市立落合小学校	400-0423	南アルプス市落合1092	055-282-1429	4	1
13	甲斐市立竜王北小学校	400-0118	甲斐市竜王555	055-276-9171	2	1
14	甲斐市立竜王東小学校	400-0113	甲斐市富竹新田933-1	055-279-3431	2	1
15	甲斐市立双葉西小学校	400-0107	甲斐市志田146	0551-28-2016	1	1
16	中央市立玉穂南小学校	409-3821	中央市下河東2020	055-274-1122	3	1
17	中央市立田富南小学校	409-3843	中央市西花輪1250	055-273-9111	2	1
18	中央市立豊富小学校	400-1513	中央市大鳥居3800-1	055-269-2012	1	1
19	昭和町立西条小学校	409-3866	中巨摩郡昭和町西条2222	055-275-6100	1	1
20	韮崎市立韮崎小学校	407-0024	韮崎市本町2-2-41	0551-22-2145	2	1
21	韮崎市立韮崎北東小学校	407-0001	韮崎市藤井町駒井1912	0551-22-0235	4	1
22	韮崎市立甘利小学校	407-0036	韮崎市大草町上条東割821-1	0551-22-0483	3	1
23	北杜市立須玉小学校	408-0112	北杜市須玉町若神子200-2	0551-42-2310	3	1
24	北杜市立高根西小学校	408-0018	北杜市高根町村山西割1696	0551-47-2025	1	1
25	北杜市立泉小学校	409-1502	北杜市大泉町谷戸2870	0551-38-2025	1	1
26	北杜市立小淵沢小学校	408-0044	北杜市小淵沢町7741	0551-36-2055	1	1
27	北杜市立白州小学校	408-0315	北杜市白州町白須225	0551-35-2733	2	1
28	北杜市立武川小学校	408-0302	北杜市武川町牧原944	0551-26-2110	1	1
29	山梨市立加納岩小学校	405-0018	山梨市下神内川123-2	0553-22-0163	1	1
30	山梨市立日下部小学校	405-0005	山梨市小原東305	0553-22-0149	2	1
31	甲州市立塩山南小学校	404-0042	甲州市塩山上於曾1017	0553-33-2151	3	1
32	甲州市立塩山北小学校	404-0041	甲州市塩山千野3421	0553-33-2152	3	1
33	甲州市立奥野田小学校	404-0036	甲州市塩山熊野906	0553-33-2147	3	1
34	甲州市立井尻小学校	404-0046	甲州市塩山上井尻675	0553-33-2509	1	1
35	甲州市勝沼小学校	409-1316	甲州市勝沼町勝沼3099	0553-44-0272	1	1
36	甲州市立東雲小学校	409-1304	甲州市勝沼町休息1560-1	0553-44-0077	1	1
37	甲州市立大和小学校	409-1203	甲州市大和町初鹿野1679-5	0553-48-2300	1	1
38	笛吹市立富士見小学校	406-0042	笛吹市石和町今井10	055-262-3340	2	1
39	笛吹市立石和西小学校	406-0034	笛吹市石和町唐柏360	055-261-2711	3	1
40	笛吹市立御坂西小学校	406-0804	笛吹市御坂町夏目原592-1	055-262-3042	4	1
41	笛吹市立一宮北小学校	405-0053	笛吹市一宮町中尾933	0553-47-0074	1	1
42	笛吹市立八代小学校	406-0834	笛吹市八代町岡780	055-265-2021	2	1
43	市川三郷町立上野小学校	409-3612	西八代郡市川三郷町上野4916	055-272-0102	1	1
44	市川三郷町立市川小学校	409-3601	西八代郡市川三郷町市川大門5744	055-272-2100	1	1
45	増穂町立増穂小学校	400-0502	南巨摩郡増穂町最勝寺320	0556-22-2137	2	1
46	鵜沢町立鵜沢小学校	400-0601	南巨摩郡鵜沢町1172	0556-22-0055	2	1
47	身延町立下部小学校	409-2936	南巨摩郡身延町常葉1413	0556-36-0350	1	1
48	身延町立身延小学校	409-2531	南巨摩郡身延町梅平897	0556-62-0066	1	1

	学 校 名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
49	富士吉田市立下吉田第一小学校	403-0004	富士吉田市下吉田5222	0555-22-0220	2	1
50	富士吉田市立明見小学校	403-0002	富士吉田市小明見2113	0555-22-0425	1	1
51	富士吉田市立吉田小学校	403-0005	富士吉田市上吉田5丁目1-1	0555-22-0266	4	1
52	都留市立谷村第一小学校	402-0053	都留市上谷1丁目1-2	0554-43-3105	4	1
53	忍野村立忍野小学校	401-0511	南都留郡忍野村忍草1516	0555-84-2024	3	1
54	山中湖村立山中小学校	401-0501	南都留郡山中湖村山中705	0555-62-0079	1	1
55	鳴沢村立鳴沢小学校	401-0322	南都留郡鳴沢村1585	0555-85-2015	2	1
56	富士河口湖町立小立小学校	401-0302	南都留郡富士河口湖町小立2446	0555-72-1512	2	1
57	大月市立大月東小学校	401-0013	大月市大月2-7-43	0554-22-1102	1	1
58	上野原市立上野原小学校	409-0112	上野原市上野原3454	0554-62-3104	1	1
59	上野原市立四方津小学校	409-0126	上野原市T7しおつ2-13-1	0554-66-3922	1	1
合 計					105	59

(2) 中学校特別支援学級

平成21年5月21日現在

【知的障害】

	学 校 名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
1	甲府市立東中学校	400-0807	甲府市東光寺2丁目8-1	055-233-1379	3	1
2	甲府市立西中学校	400-0035	甲府市飯田5丁目13-1	055-222-1378	2	1
3	甲府市立南中学校	400-0864	甲府市湯田2丁目21-24	055-233-1368	6	1
4	甲府市立北中学校	400-0072	甲府市大和町4-35	055-252-4804	2	1
5	甲府市立南西中学校	400-0041	甲府市上石田4-10-8	055-224-3396	1	1
6	甲府市立北東中学校	400-0015	甲府市大手2丁目4-18	055-253-1388	3	1
7	甲府市立北西中学校	400-0075	甲府市山宮町538	055-251-7011	3	1
8	甲府市立富竹中学校	400-0049	甲府市富竹4丁目5-8	055-228-0251	1	1
9	甲府市立城南中学校	400-0053	甲府市大里町2590-1	055-241-5766	4	1
10	甲府市立上条中学校	400-0051	甲府市古上条町95	055-243-3213	3	1
11	南アルプス市立白根巨摩中学校	400-0222	南アルプス市飯野2860-2	055-282-2051	3	1
12	南アルプス市立白根御勅使中学校	400-0214	南アルプス市百々1990-1	055-285-0330	4	1
13	南アルプス市立若草中学校	400-0335	南アルプス市加賀美2943	055-282-0211	1	1
14	南アルプス市立櫛形中学校	400-0306	南アルプス市小笠原985	055-282-0056	6	1
15	南アルプス市立甲西中学校	400-0404	南アルプス市古市場150	055-282-1052	5	1
16	甲斐市立竜王中学校	400-0115	甲斐市篠原2030	055-276-2636	4	1
17	甲斐市立玉幡中学校	400-0117	甲斐市西八幡3190	055-279-0281	5	1
18	甲斐市立竜王北中学校	400-0118	甲斐市竜王420	055-279-7200	2	1
19	甲斐市立敷島中学校	400-0123	甲斐市島上条1263	055-277-3151	2	1
20	甲斐市立双葉中学校	400-0106	甲斐市岩森1337	0551-28-2019	3	1
21	中央市立玉穂中学校	409-3821	中央市下河東180	055-273-8211	2	1
22	中央市立田富中学校	409-3841	中央市布施2493	055-230-7080	6	1
23	昭和町立押原中学校	409-3864	中巨摩郡昭和町押越542-1	055-275-2040	2	1
24	甲府市中央市学校組合笹南中学校	400-1508	甲府市下曾根町270	055-266-3061	1	1
25	甲府市・中央市中学校組合立笹南中学校桜木分校	400-1505	甲府市中畑町1284	055-266-4314	0	1
26	韮崎市立韮崎西中学校	407-0043	韮崎市神山町鍋山1-1	0551-22-1431	2	1
27	韮崎市立韮崎東中学校	407-0004	韮崎市藤井町南下条371	0551-22-2635	4	1
28	北杜市立明野中学校	408-0204	北杜市明野町上手8342	0551-25-2426	4	1
29	北杜市立須玉中学校	408-0104	北杜市須玉町小倉200	0551-42-2021	1	1
30	北杜市立泉中学校	409-1502	北杜市大泉町谷戸2087	0551-38-2012	3	1
31	北杜市立高根中学校	408-0019	北杜市高根町村山東割98	0551-47-2026	2	1
32	北杜市立長坂中学校	408-0021	北杜市長坂町長坂上条1608	0551-32-2242	4	1
33	北杜市立小淵沢中学校	408-0044	北杜市小淵沢町732	0551-36-2160	1	1
34	北杜市立武川中学校	408-0306	北杜市武川町山高1457	0551-26-3715	5	1
35	山梨市立山梨南中学校	405-0015	山梨市下石森376	0553-22-0173	4	1
36	山梨市立山梨北中学校	405-0005	山梨市小原東359-1	0553-22-0200	2	1
37	山梨市立笛川中学校	404-0013	山梨市牧丘町窪平1100	0553-35-2204	1	1
38	甲州市立塩山中学校	404-0043	甲州市塩山下於曾1039-1	0553-33-2143	3	1
39	甲州市立松里中学校	404-0053	甲州市塩山小屋敷1番地	0553-33-3332	2	1
40	甲州市立勝沼中学校	409-1316	甲州市勝沼町勝沼761-1	0553-44-0152	3	1
41	甲州市立大和中学校	409-1203	甲州市大和町初鹿野1643	0553-48-2022	1	1
42	笛吹市立春日居中学校	406-0015	笛吹市春日居町鎮目613-2	0553-26-2024	5	1
43	笛吹市立石和中学校	406-0033	笛吹市石和町小石和716	055-262-2225	10	2
44	笛吹市立御坂中学校	406-0811	笛吹市御坂町下野原1257	055-262-3003	3	1
45	笛吹市立浅川中学校	406-0834	笛吹市八代町岡1111	055-265-2449	7	1
46	市川三郷町立市川中学校	409-3601	西八代郡市川三郷町市川大門5064-1	055-272-2400	1	1
47	市川三郷町立六郷中学校	409-3244	西八代郡市川三郷町岩間2927	0556-32-2042	1	1
48	増穂町立増穂中学校	400-0503	南巨摩郡増穂町天神中条991-1	0556-22-2195	2	1
49	鰍沢町立鰍沢中学校	400-0601	南巨摩郡鰍沢町1187-2	0556-22-0076	1	1

	学 校 名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
50	身延町立久那土中学校	409-3117	南巨摩郡身延町三沢72	0556-37-0230	1	1
51	身延町立下部中学校	409-2936	南巨摩郡身延町常葉1495	0556-36-0353	1	1
52	身延町立中富中学校	409-3303	南巨摩郡身延町寺沢3250	0556-42-2023	1	1
53	身延町立身延中学校	409-2531	南巨摩郡身延町梅平1000	0556-62-0106	2	1
54	南部町立富河中学校	409-2102	南巨摩郡南部町福土2700-18	0556-66-2019	1	1
55	富士吉田市立下吉田中学校	403-0004	富士吉田市下吉田886	0555-22-0468	1	1
56	富士吉田市立明見中学校	403-0002	富士吉田市小明見2327	0555-22-0184	2	1
57	富士吉田市立吉田中学校	403-0005	富士吉田市上吉田1丁目3-6	0555-22-0586	4	1
58	都留市立都留第一中学校	402-0023	都留市大野52-5	0554-43-4111	5	1
59	都留市立都留第二中学校	402-0005	都留市四日市場750	0554-43-4395	6	1
60	西桂町立西桂中学校	403-0021	南都留郡西桂町下暮地884-1	0555-25-2346	1	1
61	忍野村立忍野中学校	401-0511	南都留郡忍野村忍草1666-36	0555-84-2023	2	1
62	富士河口湖町立勝山中学校	401-0310	南都留郡富士河口湖町勝山1047	0555-83-2339	1	1
63	富士河口湖町立西浜中学校	401-0331	南都留郡富士河口湖町長浜1061	0555-82-2644	1	1
64	中学校組合立河口湖南中学校	401-0301	南都留郡富士河口湖町船津1164	0555-72-1142	6	1
65	大月市立大月東中学校	401-0013	大月市大月2-15-11	0554-22-2241	1	1
66	大月市立猿橋中学校	409-0614	大月市猿橋町猿橋567	0554-22-0502	3	1
67	大月市立富浜中学校	409-0502	大月市富浜町鳥沢562	0554-26-5308	2	1
68	上野原市立島田中学校	409-0114	上野原市鶴島2255	0554-62-3102	1	1
69	上野原市立上野原中学校	409-0112	上野原市上野原9191	0554-62-3101	5	1
合 計					193	70

【肢体不自由】

	学 校 名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
1	甲府市立東中学校	400-0807	甲府市東光寺2丁目8-1	055-233-1379	1	1
2	南アルプス市立八田中学校	400-0204	南アルプス市榎原620	055-285-5252	1	1
3	甲斐市立双葉中学校	400-0106	甲斐市岩森1337	0551-28-2019	1	1
4	中央市立田富中学校	409-3841	中央市布施2493	055-230-7080	1	1
5	北杜市立白州中学校	408-0315	北杜市白州町白須1920	0551-35-2534	1	1
6	中学校組合立河口湖南中学校	401-0301	南都留郡富士河口湖町船津1164	0555-72-1142	1	1
合 計					6	6

【病弱・虚弱】

	学 校 名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
1	甲府市立城南中学校(分校)	400-0832	甲府市増坪町 366	055-244-1666	0	1
2	中央市立玉穂中学校(分校)	409-3821	中央市下河東 1110	055-274-1244	2	1
合 計					2	2

【弱 視】

	学 校 名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
1	山梨市立山梨北中学校	405-0005	山梨市小原東359-1	0553-22-0200	1	1
2	笛吹市立石和中学校	406-0033	笛吹市石和町小石和716	055-262-2225	1	1
3	上野原市立島田中学校	409-0114	上野原市鶴島2255	0554-62-3102	1	1
合 計					3	3

【難 聴】

	学 校 名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
1	甲府市立山城小学校	400-0845	甲府市上今井町474-2	055-241-2101	1	1
1	甲府市中央市学校組合立笛南中学校	400-1508	甲府市下曾根町270	055-266-3061	1	1
2	笛吹市立春日居中学校	406-0015	笛吹市春日居町鎮目613-2	0553-26-2024	1	1
合 計					2	2

【自閉症・情緒障害】

	学 校 名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
1	甲府市立南中学校	400-0864	甲府市湯田2丁目21-24	055-233-1368	2	1
2	南アルプス市立櫛形中学校	400-0306	南アルプス市小笠原985	055-282-0056	1	1
3	甲斐市立竜王中学校	400-0115	甲斐市篠原2030	055-276-2636	2	1
4	中央市立田富中学校	409-3841	中央市布施2493	055-230-7080	1	1
5	昭和町立押原中学校	409-3864	中巨摩郡昭和町押越542-1	055-275-2040	1	1
6	甲府市・中央市中学校組合立笛南中学校桜木分校	400-1505	甲府市中畑町1284	055-266-4314	1	1
7	韮崎市立韮崎西中学校	407-0043	韮崎市神山町鍋山1-1	0551-22-1431	1	1
8	韮崎市立韮崎東中学校	407-0004	韮崎市藤井町南下条371	0551-22-2635	1	1
9	山梨市立山梨南中学校	405-0015	山梨市下石森376	0553-22-0173	1	1
10	山梨市立山梨北中学校	405-0005	山梨市小原東359-1	0553-22-0200	3	1
11	甲州市立塩山中学校	404-0043	甲州市塩山下於曾1039-1	0553-33-2143	2	1

	学 校 名	郵便番号	所在地	電話番号	児童数	学級数
12	甲州市立勝沼中学校	409-1316	甲州市勝沼町勝沼761-1	0553-44-0152	1	1
13	笛吹市立石和中学校	406-0033	笛吹市石和町小石和716	055-262-2225	2	1
14	笛吹市立御坂中学校	406-0811	笛吹市御坂町下野原1257	055-262-3003	2	1
15	笛吹市立浅川中学校	406-0834	笛吹市八代町岡1111	055-265-2449	2	1
16	増穂町立増穂中学校	400-0503	南巨摩郡増穂町天神中条991-1	0556-22-2195	3	1
17	鯉沢町立鯉沢中学校	400-0601	南巨摩郡鯉沢町1187-2	0556-22-0076	1	1
18	富士吉田市立下吉田中学校	403-0004	富士吉田市下吉田886	0555-22-0468	1	1
19	忍野村立忍野中学校	401-0511	南都留郡忍野村忍草1666-36	0555-84-2023	1	1
20	中学校組合立河口湖南中学校	401-0301	南都留郡富士河口湖町船津1164	0555-72-1142	3	1
21	上野原市立上野原中学校	409-0112	上野原市上野原9191	0554-62-3101	2	1
合 計					34	21

(3) 通級指導教室

平成21年5月21日現在

【言語障害】

	設置校	郵便番号	住 所	電話番号	通級児童生徒数
1	甲府市立富士川小学校	400-0032	甲府市中央三丁目3-1	055-233-2403	75
2	甲斐市立竜王南小学校	400-0115	甲斐市篠原1180	055-276-7171	107
3	山梨市立日下部小学校	405-0005	山梨市小原東305	0553-22-0149	53
4	笛吹市立八代小学校	406-0834	笛吹市八代町岡780	055-265-2021	61
5	鯉沢町立鯉沢小学校	400-0601	南巨摩郡鯉沢町1172	0556-22-0055	66
6	韮崎市立韮崎小学校	407-0024	韮崎市本町2-2-41	0551-22-2145	30
7	富士吉田市立下吉田第二小学校	403-0013	富士吉田市緑ヶ丘二丁目8-2	0555-22-0093	75
8	大月市立大月東小学校	401-0013	大月市大月2-7-43	0554-22-1102	41
合 計					508

【発達障害・情緒障害】

	設置校	郵便番号	住 所	電話番号	通級児童生徒数
1	甲府市立伊勢小学校	400-0856	甲府市伊勢2-16-1	055-233-3600	12
2	南アルプス市立若草南小学校	400-0334	南アルプス市藤田1130-1	055-282-6500	17
3	甲斐市立竜王小学校	400-0115	甲斐市篠原2800	055-276-2380	18
4	中央市立三村小学校	409-3815	中央市成島2140	055-273-8711	7
5	甲州市立塩山南小学校	404-0042	甲州市塩山上於曽1017	0553-33-2151	18
6	都留市立谷村第一小学校	402-0053	都留市上谷1-1-2	0554-43-3105	18
7	大月市立大月東小学校	401-0013	大月市大月2-7-43	0554-22-1102	16
8	甲府市立南中学校	400-0864	甲府市湯田2-21-14	055-233-1368	4
合 計					110

総合教育センター特別支援教育部の紹介

1 概 要

- (1) 所在地 〒406-0801
笛吹市御坂町成田 1456
TEL・FAX (055)263-4606 (直通)
E-mail shienbu@kai.ed.jp
- (2) 交通機関
- ・車利用 国道 20 号線長塚立体交差点から
河口湖方面に直進 100m。
山梨県立博物館北隣
 - ・バス利用 JR 甲府駅から約 30 分
JR 石和温泉駅から 10 分。
山梨交通 山梨県立博物館で下車
富士急行 山梨県立博物館又は教育センターで下車
 - ・JR 利用 JR 石和温泉駅からタクシーで 10 分



2 基本方針

- (1) 各校が抱える特別支援教育に関する課題を明らかにし、解決のための調査・研究を行い、その成果をセンター研修及び校内研修会等に反映させ、学校支援に努める。(調査・研究)
- (2) 特別支援教育にかかわる専門研修を企画・実行し、教職員の特別支援教育に関する資質向上を図る。(研修)
- (3) 達に遅れや心配のある幼児・児童・生徒への教育相談を実施し、就学や進学を支援を行う。(教育相談)
- (4) 特別支援教育に関する最新の資料・情報を収集し、各校に提供する。(資料・情報の収集及び啓発)

3 事業内容

- (1) 調査・研究
各校が抱える教育的課題を踏まえて、特別支援教育にかかわる課題解決を図るための調査・研究を行う。
今年度は「特別支援教育における実際研究」をテーマに通常学級に在籍し特別な支援を必要とする児童生徒への教育的支援の在り方を考える。

(2) 研修会の企画・運営

<平成 21 年度開催研修>

特別支援学級設置校新校長研修会
特別支援教育新担当研修会
特別支援教育コ・ディネータ・養成研修会
コ・ディネータ・ステップアップ研修会
心理検査法研修会
障害児の教科等指導研修会
発達障害指導研修会
障害児の心のケア研修会
障害児の指導実技研修会
教育と福祉等の連携研修会
重度・重複障害児の指導研修会
障害児の医療的ケア研修会
聴覚障害児の指導研修会
視覚障害児の指導研修会



研修会風景

(3) 教育相談の実施

発達に遅れや心配のある幼児・児童・生徒が調和的な発達を図るための教育相談を行う。

実施方法・来所相談…月曜～金曜実施 予約制

- ・相談を希望する場合は保護者あるいは担任教師が同伴し、個別に面接相談を実施する。
- ・心理検査なども必要に応じて実施する。また、市町村教育委員会からの依頼により、「教育相談における所見」を発行する。
- ・電話による相談…午前 9 時～午後 5 時(土、日、祝日を除く)
電話 (055)263-4606
- ・巡回就学相談…8月下旬から9月上旬にかけて、県内各地区に会場を設け、特別支援教育に精通した教員を相談員として派遣し、主として就学に関する相談を実施する。

平成20年度の教育相談事業実施状況(平成20年4月～平成21年3月)

ア 来所相談

【相談件数】

件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規相談件数	2	8	33	31	31	33	58	73	79	25	11	10	394
継続相談件数	4	5	6	18	7	6	26	24	22	8	6	2	134
計	6	13	39	49	38	39	84	97	101	33	17	12	528

【障害別件数】

障害	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
聴覚障害	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
知的障害	1	2	21	21	17	28	43	80	76	21	7	4	321
肢体不自由	0	0	0	0	1	0	2	0	1	0	2	0	6
病弱	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
言語障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情緒障害	0	0	0	0	4	0	3	2	4	3	1	2	19
発達障害	5	11	14	20	13	9	33	14	17	7	7	4	154
その他	0	0	2	8	3	2	3	1	1	1	0	2	23
計	6	13	39	49	38	39	84	97	101	33	17	12	528

【対象者別件数】

年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
幼児	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	4
就学児	1	2	17	18	14	8	34	29	21	5	0	1	150
小学生	5	6	15	22	19	20	34	51	37	10	11	7	237
中学生	0	5	7	9	5	10	14	16	41	17	5	3	132
その他	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	5
計	6	13	39	49	38	39	84	97	101	33	17	12	528

イ 巡回教育相談

障害	件数
視覚障害	3
聴覚障害	2
知的障害	24
肢体不自由	2
病弱	2
言語障害	7
自閉症	26
情緒障害	4
LD/ADHD	3
その他	10
計	83

地域	件数
甲府地区	17
峡中地区	21
東山梨地区	6
笛吹市他	5
市川三郷町	3
南巨摩地区	4
峡北地区	10
南都留地区	8
北都留地区	9
計	83

相談内容	件数
就学	77
中学・高校進学	2
家庭での育児・養育	0
園・学校での支援	3
その他	1
計	83

ウ 電話相談

相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
就学、転学、特別支援学級入級	0	2	10	5	3	13	56	24	22	9	10	4	158
園、学校での生活	12	22	19	16	9	6	15	8	14	10	18	3	152
家庭におけるかかわり方	0	0	0	2	1	0	0	3	2	2	1	0	11
進路	0	0	3	2	0	0	6	5	2	2	2	0	22
その他	6	8	4	3	1	4	4	3	1	3	5	2	44
計	18	32	36	28	14	11	81	43	41	26	36	9	387

(4) 資料情報の収集と提供

特別支援教育関係図書及び資料・情報の収集に努め、教育関係職員の積極的活用ができるよう整備充実を図る。

交 流 及 び 共 同 学 習

1 学校間における交流及び共同学習

(1) 経緯と現状

特別支援学校の幼稚部の幼児、小中学部・高等部の児童生徒が、小学校・中学校・高等学校の児童生徒と交流し、相互理解を深め、好ましい人間関係や豊かな社会性を養うことの必要性が、昭和54年度特殊教育諸学校学習指導要領で示された。

この趣旨に基づいて、文部省（現・文部科学省）は昭和54年度から各県小・中学校各1校を「心身害児理解推進校」に指定した。なお、この事業は平成8年度をもって終了した。

本県では、次の学校が指定された。

- ・昭和54・55年度 八田村立八田小学校・春日居町立坂下中学校
- ・昭和56・57年度 甲府市立池田小学校・大月市立猿橋小学校
- ・昭和58・59年度 白根町立白根源小学校・敷島町立敷島中学校
- ・昭和60・61年度 大月市立下和田小学校・韮崎市立韮崎西中学校
- ・昭和62・63年度 山梨市立加納岩小学校・甲府市立甲府北中学校
- ・平成元年・2年度 韮崎市立甘利小学校・櫛形町立櫛形中学校
- ・平成3年・4年度 大月市立宮谷小学校・山梨市立南中学校
- ・平成5年・6年度 甲府市立池田小学校・白根町立白根巨摩中学校
- ・平成7年・8年度 山梨市立山梨小学校・明野村立明野中学校

これまで交流教育といわれてきたが、平成16年の改正された「障害者基本法」の中で「交流及び共同学習」との名称が使われ、平成20年3月に告示された小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領、21年3月に告示された特別支援学校新学習指導要領においても「交流及び共同学習」との表現となり「第1章 総則 第4 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項」において示されている。

また県では、地域交流、居住地校交流も合わせた交流及び共同学習に関する年間計画と報告書に基づき、交流教育担当者会議、山梨県交流及び共同学習研究協議会を開催し、実践結果の評価等を行っている。

(2) 平成21年度学校間交流提携校

学校名	幼稚園・保育所	小学校	中学校	高等学校
盲学校	甲府西幼稚園	池田小学校	(甲府)西中学校	甲府城西高校 甲府西高校 梨大附属特別支援学校
ろう学校	加納岩保育園	山梨小学校	春日居中学校	山梨高校 身延山高校
甲府支援学校		池田小学校 新田小学校	敷島中学校	甲府城西高校
あけぼの支援学校		甘利小学校 増穂南小学校	韮崎西中学校	甲府商業高校 日本航空高校 韮崎工業高校
わかば支援学校		白根源小学校	櫛形中学校 白根御勅使中学校 早川中学校	農林高校 白根高校 山梨英和高校
ふじかわ分校		鰍沢中部小学校	鰍沢中学校	
やまびこ支援学校		宮谷小学校 下和田小学校	猿橋中学校	大月短大附属高校 上野原高校 都留高校
富士見支援学校・旭分校	前籍校及び本校と分校			
ふじざくら支援学校		鳴沢小学校	河口湖北中学校	富士北稜高校
かえで支援学校		里垣小学校	(甲府)東中学校	甲府東高校 甲府商業高校 梨大附属特別支援学校 甲府湯田高校
山梨大附属特別支援学校		山梨大学附属小学校	(甲府)北東中学校	盲学校 かえで支援学校

2 地域交流

(1) 文部科学省による委嘱事業の経緯

特別支援学校の児童生徒と地域社会の人々との交流を進め、障害児教育に対する地域社会の理解を深めることを目的として、文部省（現・文部科学省）は昭和62年度を初年度に、「心身障害児交流活動地域推進研究校」を全国で特殊教育諸学校10校を指定し、この事業を開始した。本県では、昭和62・63年度に山梨県立やまびこ養護学校、平成元年・2年度に山梨県立ろう学校が指定を受けた。

なお、この事業は平成8年度をもって終了し、文部省（現・文部科学省）では、平成9年度から「交流教育地域推進事業」として、地域社会との多様な交流活動を展開することにより、障害のある児童生徒に対する理解をより一層図る新たな事業を開始した。

(2) 本県事業における経緯と現状

平成元年度より、県の新事業として「山梨県心身障害児交流活動地域推進事業」（平成9年度から「交流教育地域推進事業」、平成21年度から「地域交流・共同学習事業」と改称）が発足した。

この事業は、前項の文部省（現・文部科学省）事業の発展として企画され、各特別支援学校（富士見支援学校を除く）は協議会を設置し、地域交流の推進を図っている。

(3) 平成21年度地域交流提携団体等

学 校 名	地域交流提携先	
盲 学 校	池田地区老人クラブ連合会	池田地区文化協会
	池田地区ボランティア推進協会	山梨ライトハウス青い鳥成人寮
ろ う 学 校	山梨陶磁会	J A フルーツ山梨加納岩支所
	山梨市立養護老人ホーム「清風園」	社会福祉法人ぶどうの里「山梨授産園」
	社会福祉法人忠恕会身体障害者授産施設「山梨クリナース」	手話サークル「ふえふき」
甲 府 支 援 学 校	甲府市池田地区自治会	甲府市立池田小学校PTA
	甲府市新田地区自治会	甲府市新田小学校PTA
	甲府市池田地区老人クラブ	池田おやなぎ連
あ け ぼ の 支 援 学 校	韮崎市旭町上條南割地区自治会	
わ か ば 支 援 学 校	南アルプス市源地区自治会	源 雅会
	南アルプス市有野地区自治会	南アルプス市立白根源小学校PTA
	源地区げんき会	鯉沢奉仕活動の会
ふ じ か わ 分 校	鯉沢町鬼島地区	鯉沢奉仕活動の会
	鯉沢町鹿島地区	身延町下部地区民生児童委員児童部会
や ま び こ 支 援 学 校	下和田老健クラブ	大月デイサービスセンターやまゆり
	宮谷老人クラブ	花工房うえだ
	下和田農業を楽しむ会	
ふ じ ざ く ら 支 援 学 校	童謡と歌唱の会	吉田高等学校
	地域の方（餅つき名人）	富士河口湖高等学校
	県立はまなし寮	
か え で 支 援 学 校	甲府市里垣地区自治会	中澤ぶどう園
	甲府市里垣地区食生活改善推進委員	小池ぶどう園
	山梨ことぶき勤学院甲府学園	
山梨大附属特別支援学校	甲府市新紺屋地区老人クラブ	特別養護老人ホーム和久園
	特別養護老人ホーム和吉寮	

3 居住地校交流

居住地校交流とは特別支援学校在籍の児童生徒が居住している地域の学校と計画的に行う交流及び共同学習である。本県では、居住地校交流の実施にあたっては各特別支援学校が実施要項を作成し、当該学校間で綿密に連絡を取り合い計画的に実施をしている。

就学指導

1 教育相談

(1) はじめに

障害児が就学する教育の場は、小学校・中学校の特別支援学級や視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱・身体虚弱のある者を対象とする特別支援学校がある。このうち、いずれに就学するかについては、一人一人の子どもの障害の状態や発達段階を的確に把握し、その子どもに最も適した就学先を決定することが大切である。その場合、障害の程度が軽度であれば小・中学校の通常の学級への就学も可能である。

適切な就学を図るためには、就学段階になってからの短期間の就学相談では十分に子どもの実態を把握するのが困難であると同時に保護者に対しても十分に情報を伝えることができない状況も考えられる。従って、県では市町村教育委員会と一体となって、障害児の早期発見に努めるとともに、適切な教育措置を講ずるための就学相談をなるべく早期に行うようにしている。

(2) 市町村教育委員会における就学相談の基本方針

一人一人の子どもの障害の状態及び発達段階に応じて適切な教育措置を行う。

教育相談に際しては、障害のある子どもの立場に立ってきめ細かい相談をするとともに、適切な教育を行うために、保護者のより深い理解を求めよう配慮する。

保護者から就学相談の希望がある場合は、適切な就学相談が受けられるよう配慮し、特別支援学校の教育相談や体験学習及び総合教育センター特別支援教育部による教育相談を適切に活用するようにする。

(3) 教育相談の基本事項

障害児の理解

障害のある子どもの理解は、その子どもの障害の種類や程度を知ることだけでなく、その子どもの発達や障害の状況を把握し、その子どもにとって、どのような教育を受けることが最も適切であるかという観点から理解することが大切である。したがって、障害児に対して固定的な障害があるという考え方にとらわれることなく、子どもの立場から、真にどのようなことが必要とされているのかという視点から理解を深めるよう努める必要がある。

適切な資料の収集

障害の状態に応じた適切な教育措置を行うために必要な資料を収集する。資料としては、保護者の提出する就学相談票、担任教師、相談担当者による観察記録、及び各種検査や医学的診断等がある。

(4) 保護者との面接に当たっての配慮事項

面接は、来談者と面接者とが、面接という機会を通じて、互いの意見や情報を交換し、その共通点と相違点を明らかにして、後の判断・措置を適切に行うための資料を得ようとするものである。

そのため、面接にあたっては、次の点について配慮する。

できるだけ客観的な資料を得るように努める。

相互の信頼関係を育て、子どもにとって真に適切な教育が何であるかを語り合い、単なる質問や調査に終わらせることのないようにする。

保護者に不安や誤解をつのらせることのないようにする。

重度・重複障害児の保護者には、学校教育に対する理解を深めるようにする。保護者の中には、はじめから就学が不可能と考えている場合があるので、学校教育に関する情報を提供し、理解を深めるようにする。

2 就学手続

(1) 学齢簿の作成

市町村教育委員会は、毎年10月31日までに、10月1日現在においてその市町村の住所を有する新入学者について、あらかじめ学齢簿を作成しなければならない。(学校教育法施行令第2条、学校教育法施行規則第31条)。

(2) 就学時の健康診断

市町村の教育委員会は、学齢簿の作成後11月30日までに、新入学者の健康診断を行わなければならない(学校保健法施行令第1条)。

(3) 視覚障害者等についての通知

市町村の教育委員会は、12月31日までに、都道府県の教育委員会に対し、新入学者のうち、視覚障害者、聴覚障害者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者でその障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の者の氏名などを通知しなければならない(学校教育法施行令第11条)。

(4) 就学通知

市町村・都道府県の教育委員会は、1月31日までに新入学者の保護者に対し、それぞれの小学校又は特別支援学校の小学部への就学通知をしなければならない（学校教育法施行令第5条第1項、第14条第1項）。

関係条文	特別支援学校	小・中学校	時期
学校教育法 施行令第2条 学校教育法 施行規則第31条	学 齢 簿 の 作 成		10月1日
	市 町 村 教 委		10月31日
学校保健法 施行令第1条	就学児の健康診断		(5月前)
	市 町 村 教 委		11月30日
学校教育法 施行令第11条	都道府県教委へ 視覚障害者等の通知		(4月前)
	市 町 村 教 委		12月31日
学校教育法 施行令第5条第1項 第14条第1項	保護者へ入学期日の通知	保護者へ入学期日の通知	(3月前)
	都 道 府 県 教 委	市 町 村 教 委	1月31日 (2月前) 4月1日

3 山梨県障害児適正就学推進委員（任期 平成21年12月～平成23年11月）

役職名	氏 名	職 業	住 所	電 話
会 長	山 口 勝 弘	山梨英和大学人間文化学部教授	甲府市横根町888	(055)223-6020
副 会 長	藤 井 康 男	県立北病院長	韮崎市旭町上条南割3314-13	(0551)22-1621
委 員	山 下 滋 夫	山梨大学教育人間科学部教授	甲府市武田四丁目4-37	(055)220-8004
"	加 藤 繁 美	"	"	"
"	雨 宮 孝 久	県重症心身障害児(者)を守る会会長	甲斐市中下条954-3	(055)277-9666
"	山 西 政 昭	甲府眼科院長	甲府市朝日二丁目16-20	(055)252-3305
"	白 倉 真 人	白倉耳鼻咽喉科院長	山梨市歌田319-5	(0553)23-3339
"	沼 上 順 治	元甲府支援学校校長	昭和町上河東543-11	(055)275-3576
"	中 村 里 枝	生活介護施設茅工房施設長	甲府市貢川一丁目2-23	(055)227-7719
"	宮 下 くに江	障害者援護の会「ありんこ」会長	富士吉田市上吉田3405-12	(0555)23-6585
"	佐 藤 英 貴	県立あけぼの医療福祉センター所長	韮崎市旭町上条南割3251-1	(0551)22-6111
"	駒 井 孝 行	県立中央病院小児科主任医長	甲府市富士見一丁目1-1	(055)253-7111
"	鷹 左 右 誠	中央児童相談所長	甲府市北新一丁目2-12	(055)254-8616
"	高 戸 宣 人	都留児童相談所長	都留市田原三丁目5-24	(0554)45-7835
"	清 水 芳 孝	県立育精福祉センター所長	南アルプス市有野3303-2	(055)285-0615
"	三 枝 正	総合教育センター特別支援教育部長	笛吹市御坂町成田1456	(055)263-4606
"	内 松 太 一	県立盲学校校長	甲府市下飯田二丁目10-2	(055)226-3361
"	遠 藤 力	県立ろう学校校長	山梨市大野1009	(0553)22-1378
"	橋 田 雅 春	県立甲府支援学校校長	甲府市下飯田二丁目10-3	(055)226-3322
"	河 野 一 郎	県立やまびこ支援学校校長	大月市富浜町宮谷1497	(0554)23-1943

4 調 査 員

氏 名	職 業	住 所	電 話
羽中田 佳彦	総合教育センター特別支援教育部 主幹・研修主事	笛吹市御坂町成田1456	(055)263-4606
飯田 秀輝	" 研修主事	"	"
上野 真美	"	"	"

5 地区就学指導委員会構成

地 区	設 置 場 所	委員構成（数字は人数）						計
		医師等	教員	学識 経験者	児童福 祉施設 職員等	県市町 村職員	その他	
東 山 梨	甲 州 市 教 育 委 員 会	2	5	1	1			9
笛 吹 市	笛 吹 市 教 育 委 員 会	3	5	3	1			12
市 川 三 郷 町	市 川 三 郷 町 教 育 委 員 会	1	3	4	1			9
南 巨 摩	増 穂 町 教 育 委 員 会		5	1				6
峡 北	北 杜 市 教 育 委 員 会	3	17	1				21
南 都 留	都 留 市 教 育 委 員 会	2	5	4				11
北 都 留	上 野 原 市 教 育 委 員 会	1	4	3	1	2		11
峡 中	昭 和 町 教 育 委 員 会	2	6	5				13
甲 府 市	甲 府 市 教 育 委 員 会	2	11	3		5	2	23

6 平成20年度障害児就学指導児童生徒数について

(1) 平成20年度地区就学指導委員会判断件数

東山梨 7 峡北 6 峡中 17 甲府市 24 笛吹市 8
南都留 19 南巨摩 3 市川三郷町 2 北都留 8 合計 94

(2) 平成20年度山梨県障害児適正就学推進委員会への審査依頼件数

0件

(3) 特別支援学校へ新たに就学，転学した児童生徒数

平成21年度就学，転学 ()内は訪問教育で内数
 盲学校 0 ろう学校 5 甲府支援学校 5
 あけぼの支援学校 7 わかば支援学校 18 " ふじかわ分校 3
 やまびこ支援学校 9 ふじざくら支援学校 15 かえで支援学校 30

児童生徒数推移 ()内は訪問教育内数

学 校 区 分	17年	18年	19年	20年	21年
盲 学 校	2	1	2	1	1
聾 学 校	2	4	3	5	5
肢体不自由特別支援学校	12 (1)	15 (1)	25 (4)	11 (3)	12 (1)
知的障害特別支援学校	48	60	56 (2)	73	76
合 計	64 (1)	80 (1)	86 (6)	90 (3)	94 (1)

就学・転学前教育措置状況 ()内は訪問教育内数

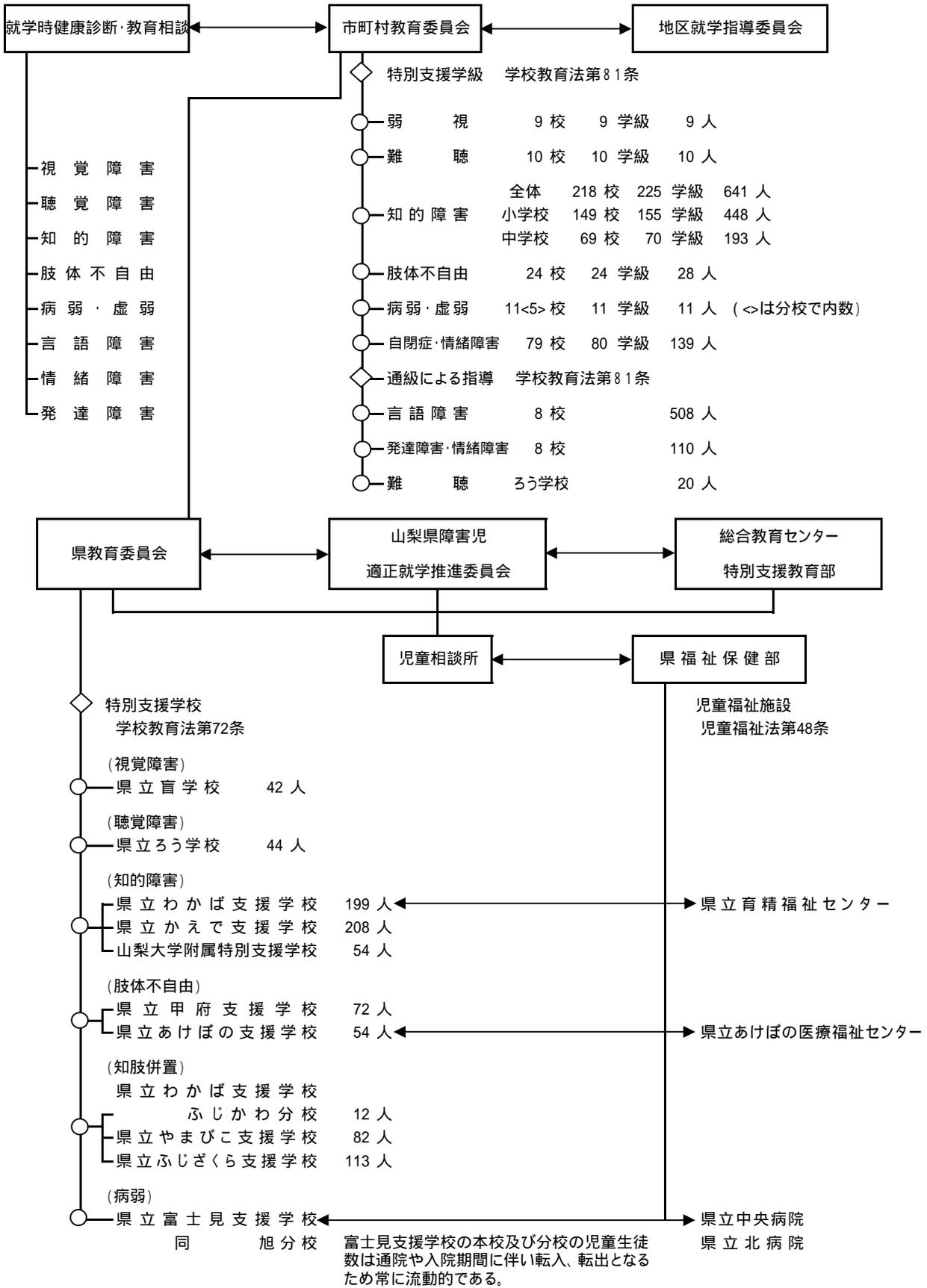
区 分	17年	18年	19年	20年	21年
新 学 齢 児	33 (1)	32	45 (5)	39	42
小 学 校 在 籍 者	27	25	22	39	33
中 学 校 在 籍 者	1	18 (1)	16	12 (3)	19 (1)
中 学 校 卒 業 者	0	0	1 (1)	0	0
特 別 支 援 学 校	3	5	2	0	0
就 学 猶 予 ・ 免 除 者	0	0	0	0	0
合 計	64 (1)	80 (1)	86 (6)	90 (3)	94 (1)

(4) 特別支援学校から小・中学校へ就学・転学した児童生徒数

(ただし病弱特別支援学校及び施設入所者を除く)

就学・転学先	盲	ろう	肢体不自由	知的障害
小学校へ	0	0	0	0
中学校へ	0	0	0	0

特別支援教育機関及び児童福祉施設系統図



付 録

1 山梨県附属機関の設置に関する条例<山梨県特別支援教育振興審議会関係抜粋>

昭和 60 年 3 月 29 日・条例第 3 号（平成 19 年 3 月 22 日条例第 19 号抄）

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置及び担当事務)

第 2 条 知事の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

2 教育委員会の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。山梨県特別支援教育振興審議会

3 前二項の規定により設置される附属機関の担任する事務は、別表第一の担当事務欄に掲げるとおりとする。

(組 織)

第 4 条 附属機関は、別表第一、別表第二及び別表第三の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の要件欄に掲げる者のうちから、知事(教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会。以下同じ。)が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4 附属機関に、規則(教育委員会の附属機関にあっては、教育委員会規則。以下同じ。)で定めるところにより、特別委員、専門委員又は臨時委員(以下「特別委員」と総称する。)を置くことができる。

5 特別委員は、規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

(会 長 等)

第 5 条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第六条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、規則で定める場合を除くほか、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会 等)

第七条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委 任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の担当事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

(山梨県水防協議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

二十七 山梨県特殊教育振興審議会条例(昭和 45 年山梨県条例第 27 号)

付 則(平成 19 年 3 月 22 日条例第 19 号抄)

この条例は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(- 以下略 -)

別表第一(第 2 条、第 4 条関係)

二 教育委員会の附属機関

付属機関	担 任 事 務	委嘱の定数	委嘱の要件	委嘱の期間
山 梨 県 特別支援教育 振興審議会	次に掲げる事項に関する調査審議及び答申に関する事務 一 特別支援教育に関する施設、設備等の拡充整備に関する事項 二 特別支援教育関係教職員の資質の向上に関する事項 三 障害児の判別及び就学指導組織の充実にに関する事項 四 その他特別支援教育の振興に関する事項	十五人以内	一 学識経験のある者 二 関係行政機関の職員	一 年

なお、「山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則」第 13 条によって「山梨県特別支援教育振興審議会」の庶務は、高校教育課に所属することが示されている。

2 山梨県障害児適正就学推進委員会規則

昭和 48年 3月 31日
山梨県教育委員会規則第4号
平成 19年 4月 1日改正

(設 置)

第1条 山梨県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に山梨県障害児適正就学推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、障害のある児童、生徒の障害の内容、程度を判断し、その適正な就学を図ることを目的とする。

(任 務)

第3条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる者について障害の内容、程度を判断し、それに基づく適正な就学を図

るものとする。

- (1) 障害の内容、程度を判断することが困難な者として、市町村教育委員会から依頼があつた児童、生徒等
- (2) 県立特別支援学校に在学する児童、生徒のうち、当該学校で障害の内容、程度を判断することが困難な者
- (3) 前二号に掲げる者のほか、教育長が必要と認めたる者

(組 織)

第4条 委員会は、委員20以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は命ずる。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医師
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 関係教育機関の職員

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 委員会は、委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 委員会に専門的業務をつかさどる次の専門部会を置く。

- (1) 視覚障害部会
- (2) 聴覚障害・言語障害部会
- (3) 肢体不自由部会
- (4) 病弱・虚弱部会
- (5) 知的障害・情緒障害部会

(調 査 員)

第8条 委員会に、その任務にかかわる専門の事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、教育長が命ずる。

(会 議)

第9条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育庁高校教育課がつかさどる。

(昭六〇教委規則一〇・平九教委規則八・一部改正)

(雑 則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(略)

地区就学指導委員会事務局一覧

地 区 名	担 当 市 町 村 教 育 委 員 会	電 話 番 号
東山梨地区	甲 州 市 教 育 委 員 会	(0 5 5 3) 3 2 - 1 4 1 2
笛吹地区	笛 吹 市 教 育 委 員 会	(0 5 5) 2 6 1 - 3 3 3 7
市川三郷地区	市 川 三 郷 町 教 育 委 員 会	(0 5 5) 2 7 2 - 6 0 9 3
南巨摩地区	増 穂 町 教 育 委 員 会	(0 5 5 6) 2 2 - 7 2 1 2
峡北地区	北 杜 市 教 育 委 員 会	(0 5 5 1) 4 2 - 1 3 7 2
南都留地区	都 留 市 教 育 委 員 会	(0 5 5 4) 4 3 - 1 1 1 1
北都留地区	上 野 原 市 教 育 委 員 会	(0 5 5 4) 6 2 - 3 4 0 8
中巨摩地区	昭 和 町 教 育 委 員 会	(0 5 5) 2 7 5 - 3 7 4 3
甲府地区	甲 府 市 教 育 委 員 会	(0 5 5) 2 2 3 - 7 3 2 1

3 就学関係法規及び通知等

学校教育法第 17 条

保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。（略）

- 2 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

学校教育法第 72 条（特別支援学校の目的）

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

学校教育法第 75 条（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者）

第 72 条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

学校教育法施行令第 18 条の 2

市町村の教育委員会は、翌学年の初めから認定就学者として小学校に就学させるべき者又は特別支援学校の小学部に就学させるべき者について、第五条（第六条第一号において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の三において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

学校教育法施行令第 22 条の 3（視覚障害者等の障害の程度）

法第 75 条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害	1 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

4 山梨県特別支援学校学級編制要綱

（目 的）

第 1 条 この要綱は、山梨県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の学級編制に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 この要綱において、「重複障害学級」とは、学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める程度の心身の故障を二以上併せ有する児童又は生徒（以下「重複障害児童・生徒」という。）で編制する学級をいい、「単一障害学級」とは、重複障害児童・生徒以外の児童・生徒で編制する学級をいう。

(編制できる学級の種類)

第3条 次の表の 印の場合に、学級を編制することができる。

学 校 名	通学				訪問	
	単一障害学級		重複障害学級		重複障害学級	
	小中学部	高等部	小中学部	高等部	小中学部	高等部
盲 学 校						
ろ う 学 校						
甲 府 支 援 学 校						
あ け ば の 支 援 学 校						
わ か ば 支 援 学 校						
わかば支援学校ふじかわ分校						
や ま び こ 支 援 学 校						
富 士 見 支 援 学 校						
富士見支援学校旭分校						
ふ じ ざ く ら 支 援 学 校						
か え で 支 援 学 校						

2 前項の規定にかかわらず盲学校の高等部保健医療科並びに専攻科医療科及び保健医療科には重複障害学級を編制することはできない。

(学級編制の基準)

第4条 学級は、同学年の児童又は生徒で編制する。ただし、次の各号の一に該当する場合は、数学年の児童又は生徒を一学級に編制することができる。

- 一 幼稚部、小学部又は中学部において、単一障害学級の引き続く二学年の児童又は生徒の数がそれぞれ一人の場合
- 二 重複障害学級の場合
- 三 富士見支援学校及び同校旭分校の場合

2 一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の左欄に掲げる部及び学級の種類に応じ、同表の右欄に掲げる数とする。

部及び学級の種類		一学級の児童又は生徒の数	部及び学級の種類		一学級の児童又は生徒の数
幼稚部、 小学部又は 中学部	単一障害学級	6人	高等部	単一障害学級	8人
	重複障害学級	3人		重複障害学級	3人

(児童・生徒数の報告)

第5条 各特別支援校長(以下「校長」という。)は、山梨県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の指示する日までに次の各号に掲げる書類をもって、翌年度の児童及び生徒の数を教育長に報告しなければならない。

- 一 児童・生徒数報告書 (第1号様式)
- 二 児童生徒数・学級数一覧表(第2号様式)
- 三 学級編制表 (第3号様式)
- 四 重複児童・生徒実態表 (第4号様式)

2 児童又は生徒数に変更が生じた時は、校長は速やかに教育長に報告しなければならない。

(審 査)

第6条 教育長は、前条の報告内容を審査する。この場合において、教育長は必要に応じ医師の診断書及び総合教育センターの教育診断書を提出させることができる。

(学級編制)

第7条 教育長は、第4条の規定を基準として前条の審査結果に基づき学級編制を行う。

2 教育長は、前項の編制結果を校長に3月末日までに通知する。

3 教育長は、第5条第2項に基づき4月1日から5月1日までの間に校長から児童又は生徒の数の変更報告があった時は、予算の範囲内で小学部及び中学部に限り学級編制の変更を行うことができる。

附 則(略)

重複障害児童・生徒認定要領

- 1 重複障害児童・生徒は、学校教育法施行令第22条の3に定める心身の故障を2以上併せ有する児童又は生徒をいう。
- 2 併せ有する障害の程度が中度又は重度(「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について(昭和53年10月6日付け文初特第309号文部省初等教育局長通達)第1に規定する特別支援学校において教育する程度の障害をいう。)の場合に、重複障害と認める。
- 3 知能検査は、個別判定を用いることとする。
- 4 知能検査が不可能な時は、乳幼児発達検査を実施する。
- 5 重複障害の判定については、標準的な検査、調査又は総合教育センターの診断結果又は医師の診断結果に基づき、教育庁総務課及び新しい学校づくり推進室、総合教育センターの職員が協議して行う
- 6 5の判定結果に基づき、教育長が重複障害児童・生徒を認定する。

5 知的障害者特別支援学級の学級編制の同意基準

(昭和50年 9月 13日決定)
(昭和54年 1月 5日改正)
(平成12年 4月 1日改正)
(平成13年 1月 6日改正)
(平成16年 10月 1日改正)
(平成19年 4月 1日改正)
(平成19年 12月 26日改正)

1 (目的)

この基準は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項第1号に定める知的障害者特別支援学級(以下「特別支援学級」という。)の学級編制に同意に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 (対象児童、生徒)

特別支援学級の学級編制の対象となる児童または生徒は、次のイまたは口のいずれかに該当する者であって、そのものが受けることとされている全授業時間数の3分の1以上の時間数の授業を特別支援学級において受けることが必要と認められるものとする。

イ 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

ロ 学校教育法施行令第5条第1項第2号に規定する認定就学者のうち知的障害に係るもの

3 (同意の基準)

特別支援学級の同意は、通常の学級の対応する学年(以下「対応学年」という。)の過当たりの授業時間数(以下「対応学年の授業時間数」という。)の2分の1以上の授業時間数の授業を行う学級に限るものとする。協議により同意を受けた特別支援学級では、年間を通過学年の授業時間数の2分の1以上の時間数の授業を行わなければならない。この場合特別支援学級の入級者が数個の学年の児童又は生徒である場合の対応学年は2個の学年の時を下位の学年とし、3個以上の学年にわたる時は中位の学年とする。

4 (児童、生徒の籍)

第2に定める特別支援学級の学級編制の対象となる児童又は生徒の籍は、特別支援学級に置くものとする。

5 (協議の手続)

特別支援学級の同意を受けようとする市町村教育委員会は、当該特別支援学級の学級編制の対象となる児童または生徒の学年、氏名、生年月日、知能指数及び特別支援学級で授業を受けようとする時間数、その教科名等の報告書を作成し、事前協議を行い、3月10日までに学級編制協議書を提出しなければならない。

6 (その他)

その他必要な事項は、そのつど別に定める。

7 (実施時期)

この基準は、平成19年4月1日から実施する。

6 知的障害者特殊学級編制の認可について(通達)

(昭和57年11月5日決定)

(平成12年4月1日改正)

このことについては、知的障害者特殊学級の同意基準(昭和54年1月5日改正、同4月1日以降適用、平成12年4月1日改正)に基づき同意してきたところであるが、この度、同基準の運用について次のように定めたので、今後の特殊学級の編制に当たっては遺憾のないようご注意ください。

1 特殊学級の編制に当たって

(1) 知的障害者特殊学級は、知的発達の遅滞により、通常の学級における学習では十分その効果を上げることが困難な児童生徒の教育のため、特別に編成されるべき学級であるので、当該児童生徒の特性にふさわしい学級編制及び教育課程の編成とその実務に努めること。

(2) 集団活動の場を設定する必要から、当該児童生徒を通常学級で授業に参加させることについては、特殊学級における学習指導の主体性が損なわれることのないよう、学校全体の教育計画の中で十分な配慮をもって行うこと。

2 対象児童生徒にかかわる知的発達の遅滞の程度に当たって

(1) 知的発達の遅滞の程度の判断に当たっては、標準化された団体知能検査の他、個別知能検査等を実施することが必要である。

また、生育歴、現在の心身の状態等についても医学的・心理的・教育的な総合的見地からその判断を慎重に行うこと。

(2) 上記の判断が困難なものについては、地区就学適正指導委員会・総合教育センター特殊教育部の専門機関の活用を図り、より適正を期すること。

(3) 特殊学級編制上1学級の児童生徒の数は5人以上とする。

平成5年11月22日付教総第11-22号により、1学級の児童生徒の人数は4人以上に改訂された。

ただし、特別な事情を有し、かつ、地区就学指導委員会、若しくは、総合教育センター特殊教育部の所見等により、県教育委員会が特に必要と認める場合はこの限りではない。

[参 考]

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則(昭和34年山梨県教育委員会規則第4号)により、特別支援学級にかかわる一学級の児童又は生徒に基準が規定されている。

第2条

学校の種類	学 級 編 制 の 区 分	1学級の児童又は生徒
小 学 校	学校教育法(昭和22年法第26号)第75条に規定する特別支援学級	8人
中 学 校	〃	8人

7 相談機関等

総合教育センター特別支援教育部

機 関 名	〒	所 在 地	電話番号	所 管 区 域
総合教育センター	406-0801	笛吹市御坂町成田1456	(055)263-4606	県下全域

児童相談所

中央児童相談所	400-0005	甲府市北新1-2-12福祉プラザ	(055)254-8617	国中全域
都留児童相談所	402-0054	都留市田原三丁目5-14	(055)263-4606	南都留 北都留

更生相談所

障害者相談所	400-0005	甲府市北新1-2-12福祉プラザ	(055)254-8671	県下全域 (身体障害, 知的障害, 義歯装具)
--------	----------	------------------	---------------	----------------------------

職業相談所

山梨障害者職業センター	400-0864	甲府市湯田二丁目17-14	(055)232-7069	県下全域
-------------	----------	---------------	---------------	------

発達障害者支援センター

機 関 名	〒	所 在 地	電話番号	所 管 区 域
発達障害者支援センター	400-0005	甲府市北新1-2-12福祉プラザ	(055)254-8631	県下全域

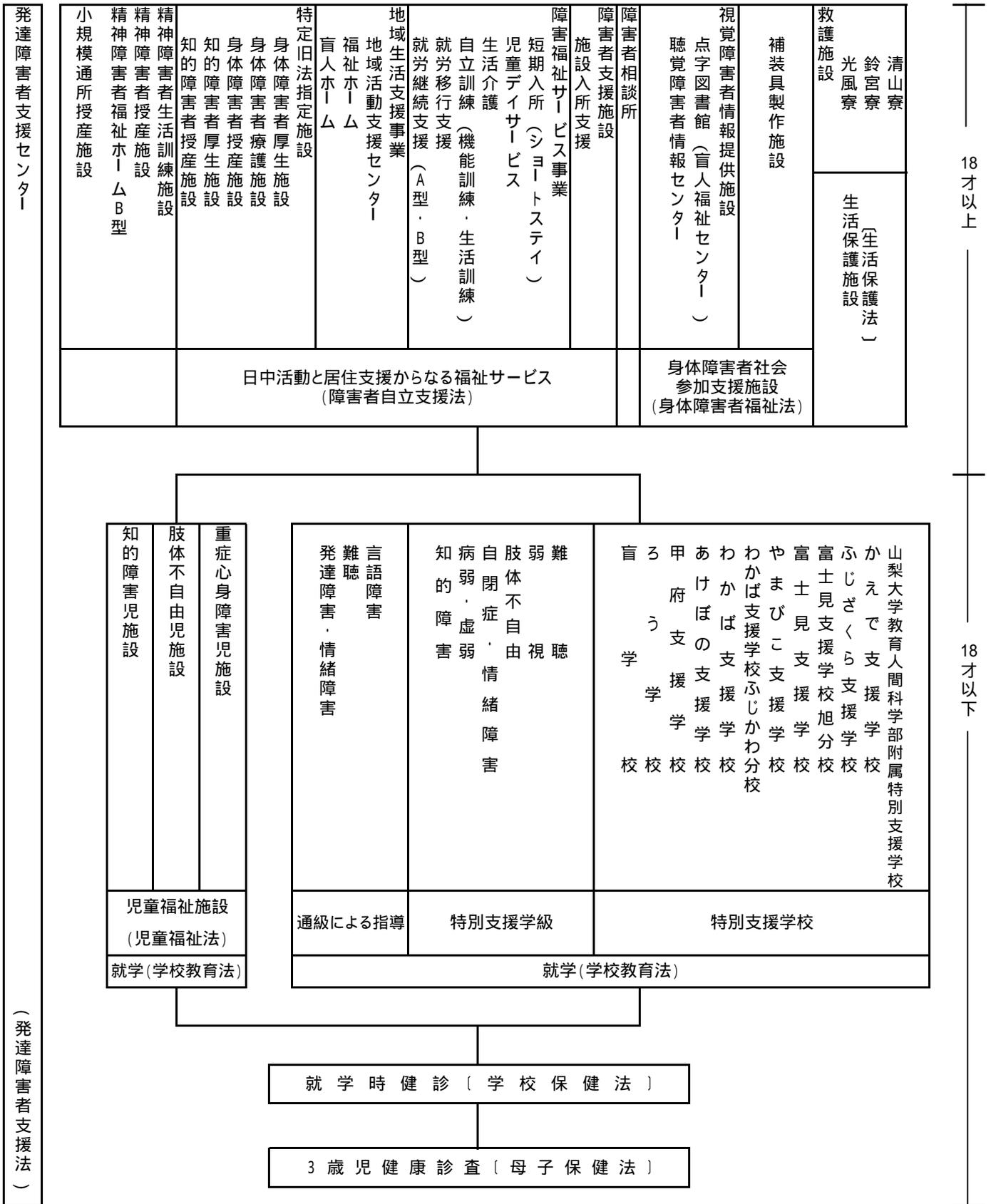
保健福祉事務所、各市福祉事務所

中北保健福祉事務所	400-8543	甲府市太田町9-1	(055)237-1381	中北地域
” 峡北支所	407-0024	韮崎市本町4-2-4	0551(23)3071	南アルプス市、韮崎市、北杜市の保健業務
峡東保健福祉事務所	405-0003	山梨市下井尻126-1	(0553)20-2750	峡東地域
峡南保健福祉事務所	400-0692	南巨摩郡鯉沢町771-1	(0556)22-8145	峡南地域
富士・東部保健福祉事務所	403-0005	富士吉田市上吉田一丁目2-5	(0555)24-9032	富士・東部地域
甲府市福祉事務所	400-8585	甲府市丸の内一丁目18-1	(055)237-5457	甲府市
富士吉田市福祉事務所	403-0004	富士吉田市下吉田1842	(0555)22-1111	富士吉田市
甲州市福祉事務所	404-8501	甲州市塩山上於曾1040	(0553)32-5067	甲州市
都留市福祉事務所	402-0051	都留市下谷2516-1	(0554)46-5112	都留市
山梨市福祉事務所	405-8501	山梨市小原西955	(0553)22-1111	山梨市
大月市福祉事務所	401-8601	大月市大月二丁目6-20	(0554)22-2111	大月市
韮崎市福祉事務所	407-8501	韮崎市水神一丁目3-1	(0551)22-1111	韮崎市
南アルプス市福祉事務所	400-0935	南アルプス市小笠原376	(055)282-1111	南アルプス市
北杜市福祉事務所	408-0188	北杜市須玉町大豆生田961-1	(0551)42-1111	北杜市
甲斐市福祉事務所	400-0193	甲斐市島上条1248	(055)277-3111	甲斐市
笛吹市福祉事務所	406-0031	笛吹市石和町市部800	(055)262-1271	笛吹市
上野原市福祉事務所	409-0192	上野原市上野原3832	(0554)62-3115	上野原市
中央市福祉事務所	409-3839	中央市成島2266	(055)274-8544	中央市

障害児(者)地域療育等支援事業

地域	施設名	コーディネーター	住所	電話番号
中北圏域	地域療育支援センター千代田(千代田荘)	若林	甲府市下帯那町3215-1.	8011359131
	育精福祉センター	秋山	南アルプス市有野3303-2	(055)285-0615
	あけぼの医療福祉センター(拠点施設)	榑原	韮崎市旭町上条南割3313-1	(0551)22-6111
峡東圏域	ピーチ美咲(美咲園)	向山	笛吹市八代町北236	(055)265-4111
	サポートセンターハロハロ(白樺園)	小田切	山梨市下栗原14110-1	9010530841
峡南圏域	峡南圏域相談支援センター(くにみ園)	樋口	南巨摩郡鯉沢町4272-1	(0556)27-0311
富士・東部圏域	どりーむ宝(宝山寮)	森島	都留市大幡2535	(0554)43-2527
	富士ふれあいセンター	矢崎	富士河口湖町船津6663-1	(0555)72-5533

8 本県の特別支援教育と福祉の系統図



9 特別支援教育・社会福祉関係団体

団 体 名	所 在 地	電 話 番 号	代 表 者
山梨県障害児適正就学推進委員会	甲府市丸の内一丁目6-1 県教育庁新しい学校づくり推進室	(055)223-1752	山口 勝弘
(社団法人) 山梨県視覚障害者福祉協会	甲府市北新一丁目2-12 県福祉プラザ内	(055)252-0100 FAX 251-3344	長澤 誠
(社団法人) 山梨県聴覚障害者協会	甲府市上石田3-19-23 南西ハイツ104号	(055)226-4450 FAX 226-3310	山崎 幸司
山梨県肢体不自由児協会	甲府市丸の内一丁目6-1 県障害福祉課内	(055)223-1462	高野 総一
(社団法人) 山梨県重症心身障害児(者)を守る会	甲斐市中下条954-3	(055)277-9666	雨宮 孝久
山梨県肢体不自由児者父母の会連合会	韮崎市旭町上条南割3294 あさひワークホーム内	(0551)22-7444	武井 泰仁
山梨県手をつなぐ育成会	韮崎市旭町上条南割3561-1 みだい寮内	(055)285-4292	望月 雄三
(社会福祉法人) 山梨県障害者福祉協会	甲府市北新一丁目2-12 県福祉プラザ内	(055)252-0100	竹内 正直
山梨県身体障害者連合福祉会	甲府市北新一丁目2-12 県福祉プラザ内	(055)252-0100	浅野 伸二
(社会福祉法人) 山梨県社会福祉協議会	甲府市北新一丁目2-12 県福祉プラザ内	(055)254-8610	古屋 栄和
(社会福祉法人) 山梨ライトハウス	甲府市下飯田二丁目10-1	(055)222-3502	三井 永政
山梨県特別支援教育研究連盟 知的障害教育研究会	北杜市須玉町若御子200-2 須玉小学校内	(0551)42-2310	小池 正
山梨県特別支援教育研究連盟 言語障害教育研究会	韮崎市本町二丁目2-41 韮崎小学校内	(0551)22-2145	八巻 俊六
山梨県特別支援教育研究連盟 情緒障害教育研究会	甲州市塩山熊野906 奥野田小学校内	(0553)33-2147	手塚 茂松
山梨県病弱・虚弱教育研究協議会	甲府市富士見一丁目1-1 県立富士見支援学校内	(055)252-3133	辻 泰

10 特別支援教育関係研修講座

(1) 教員養成

月	事業名	会場	期間	参加者
4月～3月	国内大学留学生制度	国内大学	1年	教諭
4月～3月	山梨大学教育人間科学部大学院研修制度	山梨大学	2年	教諭
7月～8月	教育職員免許法認定講習（特別支援学校教員講習）	県内	各2日	教諭

(2) 教員研修

県外研修関係

No	名称	人数	期間	場所	他
1	特別支援教育コーディネーター指導者養成研修	1	3日	特総研	11/25～11/27
2	国立特別支援教育総合研究所専門研修		2か月	特総研	9/2～11/10
	視覚障害・聴覚障害教育コース	2		特総研	5/11～7/10
	知的障害・肢体不自由・病弱教育コース 発達障害コース	6 1		特総研	1/6～3/12
3	発達障害教育指導者研究協議会	1	2日	横浜	8/5～6
4	特別支援学校寄宿舎指導教員指導者講習会	2	2日	東京	7/24～25
5	自立教科等担当教員講習会	2	4日	筑波大学	7/21～24
6	聴覚障害教育担当教員講習会	2	4日	筑波大学	11/25～27
7	交流教育及び共同学習指導者講習会	2	2日	特総研	11/16～17

総合教育センター

月	研修会名	会場	期間	参加者
5～7月	特別支援学級設置校新任校長研修会	センター他	2日	小・中特別支援学級設置校新任 及び未経験校長
	視覚障害の指導研修会	センター	2日	小・中・特別支援学級教諭
	聴覚障害の指導研修会	センター	2日	
5～10月	特別支援教育新担任研修会	センター	5日	小・中学校特別支援学級新担任 及び通級指導教室新担当
6月～8月	特別支援教育コーディネーター養成研修会	センター	5日	小・中・高・特別支援学校教諭
7月～10月	コーディネーターステップアップ研修会	センター	2日	小・中・特別支援学校教諭
6月	心理検査法研修会	センター	2日	小・中・高・特別支援学校教諭
7月	障害児の教科等指導研修会	センター	1日	小・中・特別支援学校教諭
	重度・重複障害児の指導研修会	センター	1日	小・中・特別支援学校教諭
	障害児の指導実技研修会	センター	1日	小・中・特別支援学校教諭
	発達障害指導研修会	センター	1日	小・中・特別支援学校教諭
8月	障害児の心のケア研修会	センター	1日	小・中・高・特別支援学校教諭
	障害児の医療的ケア研修会	センター	3日	小・中・高・特別支援学校教諭
	教育と福祉等の連携研修会	センター	1日	小・中・高・特別支援学校教諭
	障害児の指導実技研修会	センター	1日	小・中・特別支援学校教諭

